

平成28年9月12日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)			
出席議員 (10名)	1番 向井 正	2番 吉田 豊	3番 田中 静雄
	4番 碓 勝征	5番 漆原 悦子	6番 井上 正宣
	7番 吉富 隆	8番 大川 隆城	9番 原田 希
	10番 寺崎 太彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 岡 義 行	総 務 課 長 江 崎 文 男	
	ま・ひと・しごと創生課長 北 村 玲	財 政 課 長 高 島 浩 介	
	建 設 課 長 白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	
	住 民 課 長 福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘	
	税 務 課 長 坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳	
	生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成28年9月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	8番 大川隆城	1. 職員の勤務構成状況は 2. プロポーザル方式による業者選定について 3. 道路整備計画は 4. セキュリティー対策は万全か 5. 中学生の自転車通学について
2	1番 向井正	1. 英語学習について 2. 子育て支援について 3. 元副町長の異動について
3	3番 田中静雄	1. 青少年健全育成懇談会について 2. 副町長の辞任について 3. 庁舎内の案内人人員配置について（防犯含む）
4	5番 漆原悦子	1. 副町長辞任について 2. 環境整備について 3. 子育て支援について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番大川隆城君よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、早速、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、職員の勤務構成状況はということで、①前副町長の勤務状況についてということで質問をさせていただきます。

私たちが大変大いなる期待をしておりました松井前副町長が最終的には体調不良ということでおやめになりましたけれども、松井副町長が就任されてから約3カ月間の勤務状況の中でどういうふうだったのかということをもまずお聞きをし、その後、いろいろとお尋ねをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、②、③は同時に質問をさせてもらいたいと思いますので、議長よろしく願いいたします。

現在、職員数が約70名と少ない中に平成27年度は早期退職者が4名おられたとのこと。本当に大変だろうなと思うところであります。庁内には、町長が厳しく当たることや、人間関係のトラブルで職員皆さんが町長に反発をされており、それが退職につながるような話が伝わっているところがございます。私も気になることがございますもんですから、それなりに数名の職員さんあたりにも実際どうだろうかと思ってお尋ねをした経緯がございますけれども、私がお尋ねした方々の中には、そういうことはないですよというふうな返事をいただきまして、少しは安心したところもございます。

参考までに少し申し上げますと、今回、この資料をお願いしておりましたが、もらえなかったわけがございますけれども、私が聞いた範囲の中では、県内20市町でございますけれども、その中で多いところは10人に1人ぐらいの割合で、病欠者、あるいは退職者がおられるようにも聞いているところでございます。

察するところ、これは誰かが意図してマイナスイメージを流しているようなふうにも感じられないでもございませぬが、こういうふうな話が流れているということについて、町長はどういうふうを受けとめられておられるものか、お尋ねをしたいと思います。

さらには、今後、職員数の改善等をどのように進められるものか、どういふふうにお考えのものかもお尋ねをしてまいりたいと思います。

大きく2番目、プロポーザル方式による業者選定についてということでお尋ねをしてまいります。

その①プロポーザル方式のやり方、手順はということでお尋ねをしておりますけれども、今回、議会に対してもこのプロポーザル方式というのが説明をしていただいた経緯もございませぬけれども、なかなか私たちも初めて取り組むといえますか、初めてお示しいただいてのことでもございましたもんですから、ここでいま一度このプロポーザル方式について確認の意味で教えていただきたいというか、説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、第2番目の学校給食再開に向けてのプロポーザル方式で取り組んだことの再確認ということで質問をさせていただきたいと思います。

この件につきましても、皆様御案内のとおり、ただいま学校給食が民間委託から自校式に変わりました。そのときにこのプロポーザル方式で業者選定等をなされ、給食が再開をされたということでございますので、その辺についても再度お聞きをしてみたいと思います。

というのが、これまた耳にするところでは、学校給食も一部の方の考えだけで取り組み、進められたと、そして、関係する皆様方には説明がきちんとなされていないというふうな話も耳に入ってきておるところでもございますもんですから、再度お尋ねをしてみたいと思っております。

③番、今後、業者選定における取り組み、そして、方向性はどういうことでお尋ねをしてみたいと思います。

ただいま国、県あたりでは、このプロポーザル方式をなるべく取り入れるような指導もあっているようにもお聞きするわけではございますけれども、我が町としましては今後の事業の発注に関して、その選定についてこのプロポーザル方式をどういうふうにご利用といたしますか、取り入れられるものか、それとも、中身について仕分けをしておられるものか、その辺をお示しいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

大きく3番、道路整備計画はどういうことでお尋ねをしてみたいと思います。

①インフラ整備の基本となる道路整備についてどのような計画のもとで進められるのかということでお尋ねをしてみたいと思います。

現在、さきの新聞報道の中での町長コメントにもありましたように、これまでは財政再建に向けて一生懸命努力をしてこられ、その中で町民の方々には我慢をお願いしてきた筋もあると、しかし、財政的に少し余裕が出てきたので、これからはサービス提供といいますか、皆様方の我慢に対してのお返しをしていきたいというふうなコメントも出ておったように思いますが、やはりその基本となるのは道路整備がまず第一ではなかろうかというふうに思います。

そういう中で、やはり町内全域、確かに道路が大分傷んでおります。そういうことから、今後、早速、道路整備に取り組んでいかれるものと思いますけれども、計画を立てられているものと思いますので、お尋ねをしてみたいと思います。

②番目、道路整備に伴っての施設整備も同時進行で進めるべきと思うが、どうかということでお尋ねをしてみたいと思います。

これは道路整備をすると、例えば、ガードレールの設置、例えば、カーブミラーの設置等々が附帯設備と申しますか、附帯整備と申しますか、出てくるわけでございますけれども、これまでの経緯を見ますと、道路が整備された、そして、実際に道路を利用した中でここが

危ないからガードレールを、ここでは角になるからカーブミラーをとという要求があった。そして、そこでまた検討をして設置ということが案外と多かったんじゃないかなと思うんですが、その間にはなかなか時間がかかります。ですから、実際、道路整備するときには関係の皆さんと十分な協議を重ねられて、道路整備するなら、一緒にそういう附帯設備もやるということであれば、もう1回で済むんじゃないかというふうな気持ちがあるわけですが、その辺についてお尋ねをしてみたいと思います。

大きな4番目、セキュリティ対策は万全かということでお尋ねをしてみたいです。

その①町の対策はどのようにされているのか。これはつい先ごろ、県の教育委員会関係で高校生が県の教育関係の方々が持っておられた情報を引っ張り出したというふうなことがございましたですね。そういうふうで、ただいまはいろんな情報がもう無数に飛び交う中で、ややもすれば、そういうハッカー的なことをやる人もふえてきております。

そういう中で、我が町の課ごとにいろんな個人情報含めて重要な情報がたくさんあると思いますけれども、それらが知らぬ間に抜き取られたというようなことがあれば大変なことでございますもんですから、その辺がどのように対策をされているのか、また、今後どのような重ねての対策を考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

②番目の職員に関する重要書類等の管理はどうかと、データベース化しているのかという質問をさせていただきたいと思います。

最初に、この重要書類の管理はどうかということでまずお聞きしたい。

私も過去、役場職員として勤務した経験ございますもんですから、私の認識の中では、職員の採用時点からいろいろある職員の方々のことに関しての書類がマル秘文書としてあるわけですが、その管理等についてはやはりきちんと総務課あたりが対応されていると思いますし、それを閲覧できる方も町長初め三役の方、それに担当課としての総務課長、あるいは係長までぐらい、副課長までぐらいですか、閲覧できるわずかな範囲だと私は認識をしているわけですが、そういうことが現在どのようにされているのか。これは当然、過去も今も変わらないものだと思いますが、その辺について、まず、お尋ねをしてみたいと思います。その後、データベース化についてもさらにお尋ねをしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後、5番目、中学生の自転車通学について。全地区の自転車通学が認められないのかということで質問をさせていただきます。

この件につきましては、去る平成27年3月の定例会の折に同僚議員からも質問が出されておりますけれども、やはり今、皆さんも御存じのとおり、中学生ともなれば、授業で使う機材等が結構多くなって、両手いっぱい抱えて通学、下校しているというのをお見かけになったことがあるかと思います。その辺もなかなか大変だということが1つ。

それから、今度は生徒たちの中では塾に行っている生徒も結構いらっしやると思いますの

で、例えば、学校が終わったら、その足で真っすぐ塾にという方もおられると思います。そういうときに、まず、徒歩で通学をされる生徒さんたちが一遍家に帰って、そして、出かけるよりかは、やはり真っすぐ行ったほうが便利でということはあるものですから、その辺での要請もあるんじゃないかならうかと。

それから、今度は下校時に、今はまだ大丈夫なのですが、冬場あたり、薄暗くなったりしたときに、歩いて帰るということになれば、なかなか安全面でどうかなという心配もございます。

そういう意味合いから、やはり自転車通学を全生徒さんに許可してもらったらいんじゃないだろうかと思うところでございます。

前回の答弁を見ても、学校の先生方と保護者の皆さんとの協議で話し合いをされた上でというようなことでの答弁もされておりますけれども、当然それは必要であります。それに加えて、やはりそれを管轄する教育長初め、教育委員会の皆さんもその中に入って十分なる協議をされることは当然だと思いますので、もう1年ちょっとたっておりまして、前回も検討をするという答弁されておりましたものですから、十分検討はされているものと思いますので、どういうふうになったものか、また、今後どういうふうにされるものか、お尋ねをしてみたいと思います。

以上、5項目質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、まず最初に、質問事項の1番目、職員の勤務構成状況はにつきまして、要旨の1番、前副町長の勤務状況について執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。大川隆城議員の前副町長の勤務状況についてという御質疑に対しお答えを申し上げます。

前回、全員協議会でもお伝えしていることと重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいと思いますが、松井副町長辞任に至る時系列の経緯としましては、平成28年4月1日に就任をなされ、6月28日から7月1日に出張をされております。6月29日、これ後ほどいただいた診断書の中で出てきた日付ですけれども、健康上の理由による休暇という事態を招き、その後、8月9日、先日、皆様御記憶鮮やかにございますように、辞職をされたという流れになっております。

7月25日に私自身も文科省、前副町長、そして、内閣府に足を運んだ経緯がございます。健康上の理由というところで大変私も心配をしておりますし、町としても皆さん心配をしているというような状況にあるかと思っておりますが、一日も早い健康の回復を願っているというふうに理解していただければと思っております。

また、今、先ほど言われました大川議員の時系列の経緯とその理由につきましては、健康

上の理由ということで文科省のほうからお聞きしておりますので、その点を私どもも皆さん方にお伝えをしたところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

本当に、先ほども言いましたように、松井前副町長はやる気満々で頑張り屋さんだというふうに聞いておりましたものですから、大変なる期待をしておったので、残念に思うところでございます。

そういう中で、松井前副町長が初めて参加をされました6月定例会、いろいろございましたですね。そういう中で、この定例会が終わりました後に、場所はちょっと思い出せませんが、たまたま通りかかって前副町長が1人おられた中で泣いておられたようなところを見かけたことがございました。何でかなと。ちょっと理由はわかりませんが、そういうふうになされていたのを見かけて、何でかなとびっくりした経緯がございましたが、振り返って思うと、6月初めて出席された議会で、松井前副町長がこれまでの経緯がわからないままに議論が随分と長く続いてみたり、空転したりと、ほかの定例会では見られなかったようなことがいろいろあったものですから、そういうことでそういうことになったのかなとも感じたところでもございますが、そのときの状況、もし町長が把握をされているとしたならば、お聞かせいただければと思います。いかがでございましょうか。

○町長（武廣勇平君）

4月1日に就任されて6月28日に出張されてというところで先ほどは御答弁申し上げましたけれども、その間、さまざまな経験をこの上峰町でされながら、ICT教育の推進初め、地方創生、また、その他業務として副町長の附帯する業務についてしっかり取り組んでいたものだと思っております。

確かに6月議会のところでこんな議論はなかなかあり得ないと、相当疲れたという話にはされました。といいますのも、国会ではなかなかあり得ないような議論が全員協議会の中で特定のやりとりの中でされたということについてはショックを隠せないところがありましたけれども、そんなに泣かれるような事態まで私は受けとめておりませんでしたし、元気な様子でその後も6月19日、20日に撮影しました動画の事業についても元気な様子で参加をされていたと。

もし、議員がお見かけの様子があったということであれば、恐らく急な、3月半ばから用意されて、この地に赴任されて、そこからICT教育を実践するために副町長として就任されたにもかかわらず、附帯業務が多過ぎて、なかなかそれに忙殺されるわけで、実際、御自身がやりたかった仕事ができなかったことがまず1つ考えられると思います。

こちらは車社会ですから、ペーパードライバーであった松井氏は仕事が終わった後、夜、自動車学校に通われていたというようなことも、日ごろと違う日常生活に加えての負荷がか

かっていたんではないかというふうに類推できます。

また、いろんな意味で地域の方々と仲よくしてほしいという思いを優先する余り、懇親の場を設けたりしたことも私も進んで行っておりました。そうしたことも1つ、土日休みなく、県庁OBの方々と玄海原発の視察に行った後に、いろんな関連施設、薬草の研究所等行きながら、懇親の場を設けたりしたことも負担に考えられるのかなというふうに思いますし、もろもろの事業の推進に当たっても、国の職員としての考え方とルールと、また、地方公務員としての地方自治法に基づくルールというところに戸惑いを感じておられたこともあるのではないかなというように、これは御本人の弁ではございませんけれども、思い当たるところはございまして、先ほど涙の話も、泣いていたという話もございましたけれども、つながったのではないかと類推ができると思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま説明いただきました、そういうことやったりあり得ることだろうなという感じで聞かせていただきました。

また、次にお尋ねしますが、なかなかはばかれるような話で申しわけないと思えますけれども、あえてお尋ねをします。

本当に驚きの連続でございすけれども、町長が松井前副町長にキスを迫ったというような話とかも耳に入ってきた経緯がございました。それがどこから出た話かはわかりませんが、単なるうわさ話かもしれません、そういう話も耳にしたことがございます。

加えて、今度は6月24日に審査会がされた加速化交付金の関係での業務委託の件で、町長が松井前副町長に特定業者を使うようにと何度も何度も強要されたと、そういう情報が、どういった経緯かわかりませんが、内閣府、そして、文科省のヒアリングを取りまとめたペーパーで明らかになっているというふうな話も耳に入ってまいりましたが、本当にそんなことがあったのかどうか、お聞きしたいと思えます。

○町長（武廣勇平君）

流言飛語というのは本当にこういうことじゃないかと思えます。公衆の面前で私がキスを迫ったと今おっしゃいました。これどこか別の法律の判例にもございますが、地方公共団体がそういう公共団体として情報を扱う上で、ちゃんとこの場でいろんな疑惑としておっしゃられるのは自由だと思いますけれども、私自身はその点についてちゃんと流言は知者にとまるという言葉もありますしですね、使うべきでないと思えますので、あえてそのことについては触れずにちょっと答弁をさせていただきたいと、頭の中ぐるぐる回りながらお答えをしようと思っておりますが、一切ない、そういう話はですね。しかも、それが内閣府の、また、文科省のヒアリングの結果に載っていると、また、不正な取引を持ちかけたような発言が今ございましたので、これについては一つ一つきちっとお答えしなきゃいけないと思えます。

まず、いつの時点の話なのか、それを教えていただきたいということではございますし、加速化交付金の話ということであれば、6月24日に審査会を行われておりますので、その時点での話だと思います。私はこの日、休んでおりますもんね。役場をですね。でありますから、その時系列についてもきちっと調査をするために、また、内閣府と文科省にあわせてこの場で問い合わせをしたいと思いますので、この席をおりた後、議長に休憩を求めたいと思います。（「議長、調査が必要でございますので、暫時休憩をお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

今、執行部より、暫時休憩の申し出がありました。ここで暫時休憩したいと思います、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前9時58分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○町長（武廣勇平君）

ただいま大川隆城議員から質疑をいただきました後に、私自身も内閣府のまち・ひと・しごと創生本部と文科省のほうにお尋ねをさせていただきました。向こうのほうもちょっと戸惑っておられたというか、笑われていたところもあったんですけども、そんな情報は一切ないと。また、キスを迫ったということであれば、それは上峰町議会の皆様方の中で考えられていることだというふうに思っておりますと、内閣府のほうではそういった、また、文科省のほうでもそういった情報はございませんし、不正な強要をした事業についても調査を我々がしているわけでもありませんし、そういう取りまとめがある、ヒアリング結果があるということでもないということは明確にお伝えくださいということでもございました。

よって、私自身もよく把握しております、いろんな流言飛語が飛び交っておりますが、流言は知者にとまるという思いで、これまで町民の皆様方には口を開いてきたわけでありませんが、こういうふうな議論が続く限りは、この議会、後に、もう実はきょうは区長さんも来ていただいておりますが、各地域でこの間のやりとりについてしっかりとお話をしていく必要があるなと強く改めて認識したところでございます。

議員は御心配のために、町政の心配のために御質疑をいただいているものというふうに思っています。1人単身で上峰町に赴任していただいた松井前副町長、町民との懇親の場を設けた

り、土地柄の違いもあって、不愉快な思いをされたことがあったのかもしれないとも思っています。特に記憶に新しいところと言えば、議会との懇親会が毎年ございますが、その場でもお酌をするように強要されていることをとめることは私はしませんでした。そうしたことであったり、また、県庁OB会の方々の玄海原発の視察や薬草研究所まで休みを返上して地元の方と仲よくなつてほしいという思いから懇親の場を設けたということもございましたし、こういったことが大変ばかげた話かもしれませんが、氏のためだというふうに思ひましてやってきたところでございました。

涙を流す場面が6月議会後にあったということですが、私自身は、6月19日に動画撮影をした際には元気な様子でございましたし、その点は影響があったのではないんじゃないかと、その以降の中で積み重なったストレスがあったのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長から答弁いただきました。私もまさかこういうことはないと思いながらも、やはり耳にした以上は確認すべきものだという判断でお尋ねをしました。

そこで、先ほど述べられましたように、文科省、あるいは内閣府にも確認をされて、そういうヒアリングを取りまとめたペーパーの存在はないということでもございましたですね。それも間違いありませんね。

それと、前者のやつも当然あり得ないこと。それがいかにも、さもなりなんというふうな形で話が出ているものですから、やはり本当さつきも言ってもらったけれども、まさかという気持ち。あり得んじやろうもんという気持ち、否定的な気持ちでありながらも、確認すべきことだと思ってお尋ねをしたことでございます。

先ほどそういうことでの確認もできまして、前副町長からも最終的には体調不良により療養のためという診断書を添えての理由で辞職されたことということは御案内のとおりであります。体調不良、療養のためということが、それ以上でもなく、それ以下でもないことでもあります。それを余り今度はどうしてか、どうしてかというような格好で、ああでもない、こうでもない詮索、追及することは、御本人のプライバシーの侵害に当たることでもございますので、私としましてはそのとおり信じて、前副町長が早く健康を取り戻していただきたいということをお祈りするよりほかはないと思っているところであります。

そういうことで、現在は副町長席は空席になっておりますけれども、副町長の今後についてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今、お尋ねの御質疑の中身は、新たな副町長をどうするのかという内容だと考えます。後任の副町長の考えは後ほどほかの議員の皆様方からも御質疑がっておりますが、副町長の

辞任に伴う後任人事については、地方創生事業を今後とも継続していくために、進めていくために配置が必要との観点から、現在、町として検討をしております。熟慮をしております。

また、今後、国からの支援人材の活用については、別途、国と相談をしております。国からも上峰町の要望も踏まえながら検討したいと言っていたいております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま副町長の後任については熟慮中であるという答弁いただきましたが、やはりこれから町の発展を期すために頑張っていく中では、いつまでも長く空席にしておくことは好ましくないと私は思っています。ですから、いろいろとお考えの中で、ある程度なるべく早目に取りまとめといいますか、検討を早めていただいて、後任についても決定をしていただければ幸いじゃないかと思っておるところでございますので、早急にさらに検討をしていただきたいということをお願いして、この項は終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨の2番、平成27年度早期退職者4名、職員数の改善をどう考えるのか、要旨の3番、平成28年度の早期退職者はどうかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川議員さんの1番の職員の勤務構成状況は中の平成27年度早期退職者4名、職員数の改善をどう考えるか、それと、3番目の平成28年度早期退職はどうかということで、一連の流れで質疑ということですので、答弁のほうも一括してさせていただきたいと思えます。

まず、早期退職者を想定しての翌年度職員採用につきましては非常に難しいものがございます。本町におきましては、職員の適正な定員管理を行うために、平成31年4月の目標値を81名と念頭に置いた平成27年度より5カ年計画の上峰町定員管理計画を平成26年9月に作成しております。

今年度につきましてはこの計画目標値の推進を図るため、平成27年度の統一試験で4月採用者、それと、平成28年度前期採用試験での9月採用者により、職員数の改善を行ったところでございます。

また、本町におきましては、上峰町勸奨退職要綱ということで、これに基づきまして、退職日現在におきまして満年齢50歳以上、勤務25年以上を対象に、6月末日までに書面にて勸奨退職者の申し出を行うことになっております。本年度につきましては2名の申し出が出ておるところでございます。

議員の質疑の中にありましたとおり、今後の職員数の確保につきましては、先ほど申し上

げました上峰町の定員計画に乗りまして、状況によりましては、その上峰町定員管理計画を今後は見直す必要があるかと思っているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいまは課長のほうから職員の改善計画を立てて、それにのっとってやっているという答弁をいただきました。

それで、現在が9月採用者まで入れて、七十五、六名ですかね。現在、定数条例では91名にそのままなっているかと思imasるので、将来的にはどこまで回復といいますか、何人までぐらい職員をふやすかというふうなことが1つ。

それから、先ほど最初の質問で言ったように、これまた町長に対してのいろんな話が飛び交っています。そういうことを町長自身がどのように受けとめられているか、その辺をお尋ねしたいと思imasるので、町長、答弁よろしくお願imasします。

○町長（武廣勇平君）

定員管理計画について、まず申し述べます。

定員管理計画につきましては、以前、従前の定数91名の見直しをする必要があるという議論の背景には、給食センター、また、町営の保育園を構えていたときの定数でございましたがゆえに、現在の適正な職員数の定員と言えないのではないかという議論から、定員管理計画を改めようというところでございました。

しかしながら、今現在、77名から83名の中で81名を目標に現在やっているんですが、ここに幅があるのはどういうことかといいますと、臨時職員さんが当時はかなりの数が私の就任前にいらっしゃったということで、その業務量をちゃんと算出して定数として盛り込んでいく必要があるという議論と、また、給食センターの自校式に先日、議員の皆様方のお力添えをいただきまして戻すことができましたけれども、ここに係る動きがその前の段階で定員管理計画をつくりましたので、どうなっていくかが見通しが不十分だったということで、このような形で、今、定員管理計画をつくっているところでございます。

当面は81名を目標に職員配置をしていきたいと思っておりますが、昨年、11名の配置をしたいと思っておりましたところ、6名の配置しかできず、5名の配置につきましては今年度4月から募集をかけまして、9月1日、先日、皆様方に御案内させていただきましたように、5名の新規採用職員に入庁していただいたということでございます。

また、職員とのことについて夕刊紙等でいろいろ書かれておりますけれども、これにつきましてはいろんな思いはございます。私も人に大変好かれたいという思いで仕事はしておりますが、好かれただけでは仕事はできないところはございます。やはり正しく言うべきところは言う、こういう姿勢は崩さずに、今後とも職員の方々とともに町の発展に向けて努力をしたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

本当に首長さんのつらいところはそこですよ。皆さんからも、いい町長さんだと言ってもらいたいけれども、やはり時と場合によっては厳しくもせんといかん。それはやはり目標達成のためにはどうしてもこれはクリアせんといかんというときは厳しく当たらんといかん。その行ったり来たりですから、苦しいところではあろうと思いますが、先ほど言われましたように、ベースはこの町がよくなるために頑張っておられることでありますので、どうぞ今後についても頑張ってくださいと思うところであります。

それともう1つ、私が思うに、今、60歳定年で職員の方はおやめになるわけですが、確認しましたところ、年度の末、3月31日が定年満期といいますかね、日付になるわけですがけれども、満60歳になっての後は退職時の手当というのは変わらないというふうに聞いております。ですから、変な言い方かもしれませんが、そういうことであれば、満60歳になった時点でやめても、年度末までおっても変わらんならば、もう自分の自由にやりたいことをやるために早くという気持ちも起きてくるのも、それはやむを得ないことかとは思いますが。ただしかし、まだ現在は職員数が不足の状態にあることは間違いありません。そういう中で、定年される方もそれまで長年経験されたノウハウを後輩の皆様方、それとか、周りの人たちにきちんと一つでも多く伝えて、そして、退職されるようにしてもらえれば、もっと業務上もスムーズにいく場合もあろうし、いい形で効果が出てくるんじゃないかなという気が私はしております。

ですから、そういう定年を迎えた方が年度末いっぱいまでやはり自分はこの職場において、そして、さっき言いましたように、自分が知っている限りは全部お伝えをしていきたいというふうな気持ちになってもらうように仕向けていくことも必要じゃなかろうかと思いますが、その辺については町長、あるいは管理課の担当されている総務課長あたりが、どういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほど大川議員さんのほうから、職員の定年、早期退職ということで御質疑がっておりますけれども、本町におきましては、上峰町職員の再任用に関する条例というものができております。ただ、規則等がまだできていないということで、昨年まではその募集等を行っていませんでしたけれども、今年度より、その規則をつくり、再任用の募集をかけているところでございます。今後は定年をされた方につきましては、このような形での60歳以上に対してもその職場におられ、また、先ほど申されましたとおり、後輩の職員にそのような今までの技術的なもの見直しとか、そういう教えをして、役場内の活性化といいますか、仕事の活性化等を見ることもできますので、今後は今年度より、先ほど言いました上峰町職員の再任用に関する条例、規則にのっとりまして、募集をかけていきたいと思っているところでござ

ございます。

○町長（武廣勇平君）

ただいま江崎総務課長のほうから再任用制度についての新たな取り組みとして御紹介いただきました。これは意欲がある方で、退職後も再任用制度を利用しながら、活用しながら、庁内での公人の育成と申しますか、そういう立場で雇われるということになるということでございますので、これもやっぱり働く意欲を引き続きお持ちになられている方ということですが、ただいまちょっと議員がおっしゃった、退職年度に誕生日を迎えられて退職手当が変わらない状況でやめられるということもこれまでもございましたし、昨年度もございましたけれども、こういう今後働きたいというふうな意欲がもうなくなるということも、それは長く役所で働いていけば起きることで、それぞれの第二の人生の新たな目標を見つけるタイミングというのはそれぞれによって違うわけですので、そういう方々に引き続き継続的に3月まで引き継ぎも含めて役所に勤めていただくための対応、こういうものは別途、昔はよく聞いていたのは、上がりのポストと申しますか、そういうところにちゃんと配置しながら、後輩を育てていきながら、退職を迎えられるということもあつたやに聞いておりますので、その辺、私が不勉強ですから、今後しっかり勉強をしていきたいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長言われるように、いろんな自分の人生計画、それとか、家庭の都合等々で満60歳になってすぐやめられる方も当然いらっしゃると思います。ただ、そう言いながらも、全員必ずじゃなくて、一人でも多くの方が、先ほど言いましたように、自分の残された期間、自分の持っている技術、あるいはそういうノウハウをみんな皆さんにきちんと伝えたいというふうな気持ちになってもらえるように、今後、取り組み、指導をしていただければと思うところであります。

それと、再任用の話も出ました。みやき町を見てみますと、退職された方が再任用で結構あっちこっちにまた勤務されているのを見ます。ですから、それを参考にと言うたら変ですけども、うちの皆さんがやめられても、もし機会があればもう一度というふうな気持ちになってもらうようなことも含めて、今後、指導をと申しますか、働きかけをしていただければと思っておりますので、どうぞよろしく取り組みをしていただきたいということをお願いして、この項目は終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項の2番、プロポーザル方式による業者選定について、要旨の1番、プロポーザル方式のやり方、手順は。執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。8番大川議員の質問事項2、プロポーザル方式による業者選定

について、要旨1、プロポーザル方式のやり方、手順はという御質問にお答えをいたします。

入札により価格競争を行う契約方式に対してプロポーザル方式とは、広く業者からの技術提案を受け、企画提案書を審査し、特定する業者選定の方法でございます。

委託業務において委託先を選定する際に、企画を提案してもらい、その中からすぐれた提案を行った業者さんを選定いたします。選定後は提案書選定の時点で既に競争が終了しているとの考え方から、随意契約により業務委託の契約を締結いたします。

募集から契約までは、まず、委託業務の仕様書、プロポーザル実施要領、審査要領を提示し、町のホームページで公募をいたします。受託希望者はプロポーザル参加申込書を提出し、その委託業務に対する遂行方法、その方法を選択するメリットを提案し、企画提案書の形で取りまとめます。参加者は企画提案書に基づき審査会でプレゼンテーションを行います。審査委員は、審査要領に基づいて採点の後、審査会で協議の上、契約候補者を選定いたします。契約候補者と委託業務の内容、委託金額などについて協議の上、契約締結の運びとなります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

このプロポーザル方式でやるときに、参加要件などの中に地域要件を設けるということが可能かどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

地域要件ということで御質問でございます。

入札によるところの指名競争入札に値する案件かと思いますが、プロポーザル方式については公募であったり、指名での募集であったりと、やり方はいろいろございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

ただいまプロポーザルの参加要件などとして地域要件を設けることは可能かということで、今、局長のほうから正しく説明ございましたが、補足をさせていただきますと、いろいろございますということの具体的なところですが、地方自治法施行令167条5の2において、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有するものにつき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。」とされていることから、プロポーザル方式の選定においても地域要件を設けることは可能とされております。

類推解釈で、国は産業振興で自治体の範囲を要件に設ける必要はないというふう考えるわけでございますが、この自治法施行令の中では類推解釈でそうしたことが可能というふう

に言えますので、御了解、御理解いただければと思います。（「次、2番に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

要旨の2番、学校給食再開に向けてプロポーザル方式で取り組んだことの再確認をしたいということで執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

8番大川議員の質問事項2、プロポーザル方式による業者選定についての要旨2、学校給食再開に向けてプロポーザル方式で取り組んだことの再確認をしたいという御質問にお答えをいたします。

学校給食再開に向けては2点の委託業務をプロポーザル方式で公募しました。

1点目は、上峰町学校給食再開業務とし、旧学校給食センターの改修に係る設計、施工、厨房機器の調達などを一括して公募いたしました。

2点目は、平成28年4月からの学校給食調理等業務委託について公募いたしました。

今回、食の安全、安心が問われる中、学校給食を実施するに当たっては、価格のみならず、業者の技術供与が求められていました。さらに、施設の改修業務においても早急な対応が求められており、価格競争のみによって設定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その業務の内容に最も適した業者を選定することが重要であるとの考えからプロポーザル方式により広く町のホームページで公募いたしました。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいまここに資料をいただいておりますけれども、それを見ても、県内の動向としては、佐賀市を初め、20市町のうち9市町が学校給食調理業務をプロポーザル方式で業者選定をやって取り組んでおられるということでございます。やはりどこも、先ほど言われたようなことでプロポーザルがベターだという判断をされているということに解釈してよろしゅうございますかね。

これについては今後も給食関係を計画されているところは前例に倣ってじゃないけれども、このプロポーザルでやるところがふえてくるという可能性は大いにあるわけですね。

そういう中で、今回、民間委託から自校式に切りかわって、ただいまは児童・生徒からお聞きすると、実は私たちも議員何名かで給食の試食会に出向いたこともあります。結構おいしい給食をいただきました。それと同様に、生徒さんたちからもおいしいという言葉聞いてきた経緯がありますけれども、いつでしたか、夏休み中やったですかね、おいしくない、塩辛いというふうな話、それと今度は、先ほども言いましたように、プロポーザルでやったのがごく一部の人で決めて進めた。ですから、関係する人たちにきちんとしたお知らせはしていないままに進んでいるというふうな話も片や耳にしたわけですが、その辺につ

いてはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま2点の御質問をいただきました。まず、味について塩辛いということ、それともう1つは、業者選定について一部の者で行っているのではないかという2点についてお答えをいたします。

まず、塩辛いという案件について心当たりが私にもあり、試食会のときに1つおみそ汁が少し塩辛いのではないかという御意見が保護者の一部の方からあったのを記憶しております。献立委員会の中では、その情報をもとに、みその選定、また、塩分濃度、さらに、仕上げにおきまして私どもの学校給食の調理の栄養士、こういう方で塩分の最終的な確認を行って給食を提供するように協議を持ちました。今後も献立委員会の中でそういう日々の給食の塩分濃度と、それから、味については調理業務の業者さんと情報共有しながら進めております。都度都度、給食の現場から声が上がってまいりますので、それを改善するよう努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

次に、一部の者で決めたのではないかというお話については、当時、急いでやります中で、やり方、そのプロポーザル方式ということの広報、周知に努めることができなかったということで、一部の方から懸念をいただいているのではないかというふうに思います。私といたしましては、プロポーザルで一般公募、ホームページによって町で全国に公募をしたわけでございます。このプロポーザルの方式のほうが業者選定に対して全国へ発信して、どなたにでもいいですから、その当時、町が困っていたことを助けていただきたいということで技術提案をしていただきたいという気持ちからプロポーザルで情報発信を行いました。

ただ、このプロポーザル方式がなかなか日ごろ耳なれないことによって、何か疑惑を抱いたのであれば、そこは私どもの説明不足であったかと思っておりますので、今後も関係者皆さんにこの業者選定の方法について広く御案内をしていきたいと思っております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと補足させていただきます。

一部の人で決めたということは、ある意味、正しいわけでありまして、教育委員会の教育課を中心として私と当時の副町長でいろいろ協議を密にしました。危機管理の観点から私どももこの点については方向性を出すことと、危機管理上さまざまな短期間でやる設計、施工ですから、ミスがないように細心の注意を払うために協議は夜遅くまでやったのは事実でございます。

特にブラックボックス化されているという指摘はどのような議論から来ているのかと類推しますと、短期間で決めたということがまず1つあると思います。設計、施工を一括発注するというふなれな発注の仕方も耳なれないものだったと思いますし、しかしながら、これにつ

いてはボタン電池が混入したという事態と、そして、その民生安定という視点から、弁護士さんいわく、要望書が2通出ている時点で、これは早急に特命随契という1者随契契約でもやってよんだという判断をいただきました。ここにペーパーも残っております。直ちにやりなさいと、早いほうがいいと、自校式にするなら、時は今ということで、これをおくることが逆に批判につながりますし、町民の利益につながらないという視点で、特命随契でやりなさいという御指摘をいただいております。

しかしながら、あえて特命随契でなく、随契の中でもプロポーザル方式を選んだのは、当時、県内の実績のある事業者全部当たった上で1社しか見つからなかったわけですが、ここで随契するよりも、プロポーザルで広域に開いて公正な機会をつくったということを重視するほうがもっといいんじゃないかということも御相談したら、時間があるのであれば、そこまでしてくれたほうがなおよいだろうという判断を顧問弁護士のほうからもいただいたわけで進めてまいりました。

もう1点、業者を決め打ちして進めているのではないかという御指摘の背景にもう1つあるのは、3月15日の時点以前に、職員の募集をその民間業者がやっておられたということが4月1日から以降の採用も前提にされているのではないかということでもございました。その募集の仕方は3月議会で予算が通ったことが前提として雇用しますよという触れ込みで募集をされているというところがございましたが、議会軽視という考え方を言われても仕方ないというふうに思いますが、なぜそのような3月15日以前に募集をかけられたかと申しますと、4月1日以降に給食を再開する上では15日間の検便が各調理員の方には必要だということで、3月15日以前に職員数をしっかり担保して、その上、検便期間に臨み、4月1日以降に意欲のある業者、その業者以外にも意欲のあられる業者があれば、臨むのが普通じゃないかというところで、後でお聞きしたところでございます。私どもも承知しておりませんでした。

そういう意味で、過去を振り返ってみますと、今も振り返ってみますと、佐賀市の鍋島中学校も同様に議会議決待たずに募集をかけられており、それは議会議決を得られた後に雇用するという前提を付しておられますけれども、また、6年前、本町がクッキング佐賀に委託したときのことも調べてみましたが、そのときも3月議会を待たずに、6月の時点で業者と雇用する人についても準備をされておったという経緯から見れば、このブラックボックス化しているという御指摘は何か違うんじゃないかと私自身思っておりますので、御了解、御理解いただければというふうに考えているところでございます。

○8番（大川隆城君）

先ほど町長の補足説明ありましたように、あの時期はもう緊急を要することであったから急いでやったということは十分理解しております。その都度、議会のほうには全協等を通じて、こういうふうだという経過説明をいただいていたものですから、私たちはその辺は理解をしていたつもりでありました。

ただ、課長言われるように、今度は保護者の皆さんとかがやはり聞きたいと思いつたことがまだまだ完全にはカバーできていないという思いがあるから、そういうふうな不満といえますかね、批判的な言葉になっているのかなという気がしますので、課長言われるように、今後ともいろいろな会合等でぜひその辺を補足説明といいますか、これはこうでしたよということを努めてやってください。そして、皆さんの不安といいますか、それを払拭するように努力をしてもらいたいと思います。それをお願いして、この項は終わります。次をお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

おはようございます。ただいま大川議員からいろいろと情報は、PTA、各方面にも流すようにということでございました。最近も中学校のほうにもそういうふうに御相談も申し上げたりして、給食に限らず、いろいろのことについては、PTA、保護者に連携を深めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解いただければと思います。

以上です。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、要旨の3番、今後、業者選定における取り組み、方向性については、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

8番大川議員の質問事項2、プロポーザル方式による業者選定について、要旨③今後、業者選定における取り組み、方向性という御質問にお答えをいたします。先ほど言っていたきました資料を提出しておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

国においても幅広い分野の業務でプロポーザル方式による業者選定が実施をされています。県内の学校給食においても20市町のうち9市町が学校給食調理業務を業者に委託しておりますが、そのうち8市町がプロポーザル方式で契約しています。残り3市町においても、1市はプロポーザル方式での契約を検討中です。ほかの2市町は限定された業者との1者随意契約となっています。

学校給食調理業務は、価格競争のみならず、学校給食衛生管理基準や大量調理マニュアルにより、毎日、安全、安心な給食が提供できるよう、調理の技術供与が求められております。

よって、次年度もプロポーザル方式で広く募集し、業務に最適な業者を選定したいと考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

この件につきましては、先ほどは教育委員会管轄のことで答弁いただきました。私としては今度はそれに限らず、町全体のいろんな、例えば、道路整備とか、いろんな事業ありますよね、そういうやつが今は指名競争入札が主体でやられておりますけれども、町が取り組む

いろんな事業全体を含めて今後はどういうふうを考えられているのか。

というのが、このプロポーザルをどれにも該当するといいますか、取り入れてやられるものか、今度は事業費の多少によって、これはプロポーザルでいく、これは従来どおりの形でいくというような仕分けといいますか、そういうふうなことを考えてあるのかというのをお聞きしたいと思っております。

というのが、方向性としては、先ほどあったように、国、県もなるべくプロポーザルで取り組むようにというふうな指導があっているやにも聞きますもんですから、町としてはどういうふうにお考えかというのをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど1つ聞き漏らしたので、ちょっと順序が逆になって申しわけないけれども、お尋ねしたいと思います。

それは今回、給食関係でプロポーザルで取り組まれた、そうすると、審査委員がたしか7名の方々に審査をされてということだったんですが、その審査委員の皆様方が審査のときの議論がどのようになされて最終的に決定したかというあたりが、もしお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

その2点お願いします。

○町長（武廣勇平君）

まず、今お尋ねの2点について前段のプロポーザルの取り扱い方、今後についての考え方を申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、プロポーザル方式とは、釈迦に説法ですが、地方自治法234条2項において、売買、貸借、請負、その他の契約は、原則として一般競争入札によることとされているが、政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約、または競り売りの方法で契約することができるかとされております。

プロポーザル方式は、公募、または指名による複数の者から、その目的に合致した企画を提案していただき、その中から企画提案能力のある者を選ぶ方式であり、ある一種の随意契約として認められております。

なぜプロポーザル方式が必要かということですが、業務委託先を決める際には価格の安いほうを提示した者を選定する競争入札方式のほうが原則でありますけれども、専門性を要する調査業務等などの場合、単に価格の安さだけで選定したのでは期待した効果が得られないということで、これ教育委員会事務局長がよく御存じの法律の部分にはちょっと私はさっ引かせて発言させていただきますが、例えば、ふるさと納税業務であったり、儲かる農業育成事業、魅力発信拠点づくり事業、これは我々が専門性を持たない分野で、企画競争させて、その中から審査会を通じて選ぶという手法をとることがプロポーザル方式が一番適しているという判断で、専門性を有し、企画提案能力のある者を選ぶための手法として活用しております。

この間、なぜこういうプロポーザル方式が年々ふえているかということとはございますが、平成13年にも、私も調べたところ、町でも出しておりますし、県内市町かなりの年数、プロポーザル方式出しているわけでございますが、特にこの間プロポーザル方式がふえた理由は、やはり地方創生だと私は思っています。地方創生は地域の中で話し合いながらソフト事業を必ず半分近く盛り込むようになっていきます。コンサル業者が必ず入るような仕組みにならざるを得ないような方法で進められており、それが単年度事業でございまして、とても行政では職員処理できないということがある中で、よりよい企画提案をしてくださるところを選ぶプロポーザルが近年ふえているということは否めないのではないかなというふうに思っておりますので、今後もこの地方創生がこのような形で計画書を提出し、再生計画を提出し、また、あるいは加速化交付金の申請をし、その補助金等がおりてくるという流れになれば、恐らくこのようなプロポーザルで企画提案していただきながら委託していくというような手法をとらざるを得ないんじゃないかなというふうに思っております。しばらく続くと思います。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

先ほど大川議員の御質問の中で、審査会の審査の内容、経緯についてという御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、審査の経緯、内容、詳細につきましては、これは審査会は民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、非公開とするということになっております。これは公共工事の品質確保促進に関する法律並びに公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針、この中でそういう知的財産であることに鑑み、提案内容が他の業者に知られることがないようにすることというふうなうたわれておりますので、経緯、詳細については非公開とさせていただきます。

なお、契約しておりましたときに講評をいたします。講評の中には最優秀提案者の選定理由というのをお示ししておりましたので、そこを読ませていただきたいと思います。

審査基準に基づき、提案者の事業趣旨の理解度、工期内での施工能力、学校給食への理解度や企画内容など6つの評価内容で採点した。提案者が1者のため比較評価はできないが、7名の審査委員全員が70点を超えており、業務遂行に当たり、事業の趣旨を十分に理解し、業務に反映した提案であると判断した。全国での学校給食メニューにかかわる実績や効率化を目指した自動揚げ物機の新規導入、手洗い励行を念頭に置いた温水自動手洗い洗浄消毒器の導入、ガス回転釜の交換など、学校給食を理解した上で企業努力も提案いただき、大新東株式会社を最優秀提案者として契約交渉の相手方に選定したというふうに講評をしております。

以上です。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項の3番、道路整備計画はその要旨の1番、インフラ整備の基本となる道路整備についてどのような計画のもと進められるのかにつきまして、執行部の答弁を求めます。（「課長、答弁は簡潔にお願いします。時間がないから、急ぎます」と呼ぶ者あり）

○建設課長（白濱博己君）

御質問の道路整備計画でございます。

この件につきましては、現在、路面性状調査の結果をもとに、地区の要望、住民の声などをよくお聞きしまして、緊急性や生活利用頻度等を総合的に勘案して、逐次補修を行っているところでございます。

町全体の道路にいたしましては、経年劣化ということで、議員御指摘のとおり、ひび割れやわだち等がありますが、また、上下水道の埋め戻し等、路面の陥没等もあるということで承知しておりますが、この件につきましても、平成25年度に国の交付金事業によりまして、先ほど申しました路面性状調査の結果につきましては、早急に修理が必要ということにつきましては全体の8.5%、6.5キロメートルでございます。また、修繕が必要という箇所につきましては全体の24.7%、約18.8キロメートルでございます。これらの対象区間につきましては、今後も順次計画的に整備をしてまいる所存でございます。

維持管理につきましても、現地の状況を精査した上で、舗装の全面、もしくは部分的な打ち直しを対処していきたいと今後も考えております。

側溝につきましては、老朽化や規格の小さいもの、また、側溝にふたがないもの等につきましては、対処が必要ということであるならば、安全性を考慮いたしまして今後計画的に整備をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「済みません。課長、言うのが遅くなりましたが、2番も含めて答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）

○建設課長（白濱博己君）続

2番目の道路整備に伴っての施設整備ということで、今回は附帯設備ということでございました。同時進行を進めるべきではないかという御質問でございます。

この件につきましては、平成24年度から社会資本の総合整備交付金によりまして、町道堤1号線、2号線等につきまして、順次補助事業によりまして整備をしているわけでございますが、この路線につきましても全体の計画ということで、舗装、それから、区画線、ガードレール、パイプ、それから、カーブミラー、また、一部はカラー舗装ということで、総合的に必要な箇所を計画を上げて整備をしてまいってきたところでございます。

また、既存の道路につきましても、附帯整備ということで必要性があるということで認識をすれば、側溝なり、また、ガードレール、安全面も含めて今後も対処していきたいと思っ

ております。

ただ、議員申し上げられました改良、新規の計画と、それから、住民さんが要望されている維持の関係につきましては、必要によって分けてしたいと思っておりますが、先ほど議員提案にもございましたとおり、その必要性等を考えて、今後も一体的なことも含めて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この道路整備関係については案外と時間がかかりますよね。設計年度、実施設計、そして、工事施工年度、2年か、3年か、どれでもかかるような格好ですよね。その間に、さっき言ったガードレールは必要ないか、カーブミラーは必要じゃないか、横断歩道は必要じゃないかというようなことの検討を十分できると思うわけです。ですから、もう道路を1本整備するときには、もう関係するものみんなできるという形でいけば、そこで一、二年かかったって、つくったらもう即何でも完備した道路になるということであれば、早く進捗しましょうし、そうすると、早く皆さんに還元できるという思いがするものですから、同時進行はどうかというふうに私は考えているわけです。これもきょう言うたから、あしたからというわけにはいかんものですから、十分私の気持ちを受けとめていただいて検討を重ねてもらいたい。そして、できれば、同時進行でどこでもやるというふうに今後取り組んでもらいたいと思います。よろしく願いしておきます。

次、お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

続きまして、4番、セキュリティ対策は万全か、要旨の1、町の対策はどのようにされているのか、執行部の答弁を求めます。（「課長、済みません。簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

議員御指摘のとおり、先般、佐賀県の教育情報システムへの不正アクセスがございましたけれども、国のほうでも昨年5月に判明をいたしました日本年金機構の年金情報管理システムへの不正アクセス等々ございまして、各地方自治体に対しまして情報セキュリティの強化の対策に取り組むように通知がなされております。また、国のほうではそうした動きに連動しまして、関係の補助金制度も立ち上がっております。

これを受けまして、本町では今年度中にそうした国の補助金を活用いたしまして、新たに指紋認証システムを導入、それから、マイナンバーを扱う総合行政ネットワークとインターネットの分離、また、県と市町の協力のもと、自治体情報セキュリティークラウドの構築に努めることとしております。

また、情報セキュリティーに対する職員の意識の向上を図ることも重要であるというふう

に思っております、情報セキュリティポリシーの見直しやマイナンバー制度及び情報リテラシーに関する研修会を開催することとしております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

本当に、今、情報化社会と言われますけれども、そういうことで先ほども言いましたように、いろんな情報が飛び交っています。そういう中で、今後、この我が町からそういう個人情報含めて重要な情報が抜き取られたりされないように、十分対策を組んでもらいたいと思います。私としては、もう将来的にはいろんな複雑なことが出てきましようから、ひょっとしたら専門家を置くというようなことにもなりはしないかなという気持ちがしておりますけど、その辺はまた執行部で十分検討、協議をされて、対応をしていただきたいと思います。

2番をお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、要旨2番、職員に関する重要書類等の管理はどうか、データベース化しているのかにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、職員に関する重要書類等の管理はどうか、データベース化しているのかという大川議員さんの質疑に答弁いたします。

職員に関する書類等のデータベース化につきましては、今年度10月より導入いたします人事評価制度に合わせまして、人事管理システムの導入を計画しているところでございます。

そのための予算として、この9月議会に業務委託料の補正予算をお願いしているところでございますので、あわせてよろしく願いいたします。

○8番（大川隆城君）

先ほど10月にデータベース化するということでございますので、よかったなという感じがしております。やはり文書であると、これまでもいろいろ出てきたこともありますもんですから、そういうことがないようにするためには、やはりデータベース化するのがベターというような感じをしておりましたもんですから、ぜひお願いをし、幾らデータベース化しても、その管理についてはきちんとやってくださいよ。先ほどの話じゃないけれども、漏れることが絶対ないように。これは個人情報の最たるものですから。よろしく願いしておきます。

次、お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

中学生の自転車通学について、要旨の全地区の自転車通学が認められないのかにつきまして、執行部より答弁をお願いいたします。（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

真っすぐ回答に行かせていただきます。

全地区の自転車通学については、学校と保護者で前向きに検討していただきたいと思えます。駐輪場の確保や登校時の安全確保など課題もありますが、関係各位の協議により解決できるものと思えます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、協議をして解決できるものと思えます。おかしいんじゃないですか。先ほども冒頭言いましたように、昨年3月に同僚議員から同じような質問あつていますよ。その答弁として、今後検討しますという答弁をされた。それは保護者と学校もそうだけど、教育委員会も当然関係する部署、統括する部署ですから、そこに入られて検討を1年以上はされていると思うんですよ。先ほど言われました、駐輪場のスペースがないとかなんとか、これ論外です。それはあんだけあるとすれば、何とか工夫すりゃできるじゃないですか。ですから、もう既に十分協議をされて答えは出ているものだろうと思って、再度お願いかたがたお尋ねをしていますから、もう一遍お願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまのことにつきまして私のほうからお答えさせていただきます。

現時点、これは学校と保護者との、また学校の管理運営事項でございますので、十分話し合いをしていただいて、前向きに今年度中にこれは取り組んでいただく、駐輪場につきましても何とか工夫してとめていくという形で、今、PTA、中学校で話し合いをしておられます。今年度中にその方向で行くということで聞いておりますので、よろしく願いしておきます。（「ぜひよろしく願いしておきます」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

時間が来ましたので、引き続き一般質問を続けたいと思えます。

通告順のとおり、1番向井正君よりお願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんおはようございます。1番向井正です。議長よりただいま登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく3つ質問させていただきます。

まず最初に、小学生のオンライン英会話についてでございますが、昨年より取り組まれておりますオンラインマンツーマン英会話学習を今年度も継続されるということでございますが、1点目に、昨年6年生に対して2学期、3学期とマンツーマン英会話学習を実施されての評価及び効果についてお伺いいたします。

2点目に、国の指針によりますと、進んでいきますグローバル社会に対応できる人材育成ということで、中学3年生で英検3級程度の英語力を持つ子供の割合を5割以上にすることを目指すということになっておりますが、この英語技能検定、いわゆる英検の推進について

のお考えをお伺いいたします。

2つ目に、子育て支援についてでございますが、2016年度の県内の市町予算においても、多くの市町がいろいろな子育て支援策を打ち出されており、そういった中、独自で学校給食費の無料化や助成に取り組まれている市町もふえております。上峰町の子育て支援策としての給食費の無償化、助成についてのお考えをお伺いいたします。

3つ目に、元副町長の異動の件についてということでございますが、元副町長の異動の件で何かと不可解な記事がとある週刊誌等で取り上げられておりますが、元副町長、米本副町長の件なんですけど、異動の経緯についてお伺いしたいと思います。

以上、3項目について質問したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、英語学習について、要旨の1番、オンライン英会話学習の評価及び効果はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

1番向井議員の質問事項1、英語学習について、要旨1、オンライン英会話学習の評価及び効果という御質問にお答えをいたします。

オンライン英会話学習につきましては、文部科学省が設定する外国語活動における学習評価があります。評価は3つの観点から行います。1、言語や文化に関する気づき、2、コミュニケーションへの関心、意欲、態度、3、学校活動へのなれ、親しみでございます。

児童へのアンケートでは、全ての項目について改善及び向上が見られております。

1つ目の言語や文化に関する気づきでは、取り組みの前に58%であった、とても好き、少し好きという割合が、取り組み後には97%へと向上をいたしました。

また、コミュニケーションへの関心、意欲、態度につきましては、できる、大体できるという割合が23%であったものが、取り組み後には73%へと向上をいたしました。

さらに、コミュニケーションへの関心、意欲、態度につきましては、取り組みの前には外国人との方で、とても緊張する、少し緊張するという子供たちが87%おりましたものが、取り組み後には38%へと減少をしました。

外国語活動へのなれ、親しみにおきましても、できる、大体できるの割合が66%であったものが、取り組み後は96%へと向上をしております。

外国人講師との会話になれることで、自分の話している英語が伝わっているという自信につながり、さらに、外国人講師の話し方や身ぶり手ぶりの違いに気づいた児童が多く、文化の違いを実感している様子がわかりました。

オンラインによる直接外国人と会話できること、さらに、マンツーマンによりそれぞれに合った会話の内容や会話時間を確保できるこの学習方式は、高い評価が与えられております。

効果につきましても、オンライン英会話学習の取り組みは、マンツーマン英会話を通して

発音や話すスピードなどにもなれ、理解が進み、アンケート結果からも数字的に効果があらわれているところがございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

今、吉田課長のほうから3項目の質問に対して、全て、いずれもよい方向へパーセンテージが上がっているという御説明を受けました。昨年秋ですけど、始めて早いころだったと思うんですけど、6年生の外国語学習を拝見させていただいたのですが、その折、ALTの先生のもと、児童たちは大変元気よく学習しておりまして、オンラインによるフィリピンの講師とのマンツーマン英会話の時間も、タブレットの画面を通して身ぶり手ぶりを交えたような意思疎通がちゃんとできているように感じておりました。このような英語学習が、自分たちの時代ではとても考えられなかったことで、大変うらやましく思った次第でございます。

また、今年度から5年生にもオンライン英会話学習を実施されるということで、これも大変いいことだと思うのですが、今後、5年生、6年生それぞれ、英語学習の取り組み方について、8月の新聞にも掲載されておったんですが、こういった取り組み方か、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

向井議員の御質問でございます、28年度の取り組みについて御案内をさせていただきます。

6年生につきましては、昨年と同様に20コマを行います。1コマ当たり15分の授業になりますが、20コマ取り組みをいたします。6年生は毎週金曜日の学習の時間に取り組むこととなります。

さらに、5年生につきましては1カ月に2回の割合で8コマ取り組みを行います。まずはALTのほうと外国語についてなれ親しんだ後に、フィリピンの講師と直接、英会話を楽しんでいただきたいと思います。

以上です。

○1番（向井 正君）

6年生に対しては昨年同様ということで、5年生に対しては隔週で8回ということで御説明を受けました。国のほうでも進んでいくグローバル化社会に対応できる人材育成という観点から、2020年よりは小学5、6年で英語が教科化されるということで、そういったことに先駆けての上峰町の場合、オンライン英会話学習の取り組みだと思っておるのですが、現在、県内ではこのようなマンツーマンによるオンライン英会話を実施されているのは、上峰町と、多分武雄市ぐらいしかないかと思えます。今後、10年、15年といった先、ちょうど、今の5、6年生が社会人になり、活躍するころには、実社会においても英語力が大変重要になってくるかと思えます。

また、国のほうでは、2020年から小学3、4年でも週1コマの聞く、話すといった外国語

活動を取り組もうということですが、この英語学習に特に先駆的な立場で進んでおられる上峰町としては、今後、こういった3、4年生にもALTによる英語学習といったものを取り入れるなど考えていただいて、低学年から自然に英語が身につく学習環境を目指してほしいと思うんですが、その辺、もう少しちょっと、どうお考えなのかお気持ちを。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま、1番向井議員からのお尋ねにお答えさせていただきます。

確かに現在、私たちがオンライン英会話を取り組んでおることは、子供たちに、やればできるという自信を持っていただきたいということなんです。自分でも英語を話せるということ、と同時に、英語に対する興味、関心を高めていただいて、ひいては、これをもって学力向上に結びつけてもらいたい、そういうことの少しの手助けになればということで取り組ませていただいているわけですが、今言われましたように、2020年、これに向けて国が施策を打ち出しておりますので、上峰はそれに追随するといえましょうか、少し先行させて取り組ませていただいているわけです。

したがって、3、4年生について、2020年からは外国語活動が前倒しでひとつ追ってきますので、当然そのときには考えていきたいと思っておりますし、今、小学校に来る前にも、幼稚園生、保育園生たちは英語に親しんでおりますので、そういうふうなものからすると、幼保小のほうに結びつくような流れにも今後考えていきたいというふうに思っているところでございますので、それはもう少し時間が欲しいと思っております。

とにかく英語につきましても、もう最近では大学入試も、2020年では大学入試がいろんな形で英語のスピーキング力を要求されてくるということになってまいりますので、それにも向けて、上峰町で学んだ子供たちが少しでも早いうちに力をつけていけばというふうなことで考えております。したがって、今後とも英語に対する取り組みについては、議員の皆さん方にもお願いをすることが多々あるかと思っております。どうぞそのときはよろしくお願いいたします。

○1番（向井 正君）

2020年からはそういう形式でということですが、教育長、御答弁を受けましたが、なるべく先駆的に英語の関係では進んで取り組んでおられるので、少しだけでも、15分ぐらいでも小学3、4年からでも少し実施していただくような方向へ持っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

次、要旨2、実用英語検定の推進はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

向井議員の1番、英語学習で実用英語検定の推進はというお尋ねでございます。これに教

育委員会としての考えを述べさせていただきます。

教育委員会では、今、1番で御質問いただきましたですけれども、今現在、小学5年、6年生対象にマンツーマンオンライン英会話を実践しておるところでございます、そして、さらに一般質問の説明の中でも、文科省は英検3級資格保有者を3年生時点で5割を目標にしていこうというふうになっている、まさにそのとおりでございますので、上峰町でも実用英語検定はその方向で取り進めていきたいというふうに思っております。

今現在、中学校3年生——現在といいましょうか、昨年度卒業生は準2級を6名取って、3級は34名が取って卒業しております。だから、40名近くがそういう形で取っているということでございます。さらに、これをふやして5割というところを、そういう先駆的に取り組ませていただいて、援助していただいておりますので、さらに目標高く取り組んでいけるように推進していきたいと思っております。

○1番（向井 正君）

今、教育長のほうから答弁いただきまして、3級が34名いるということでございます。昨年の文科省が実施しました英語教育実施調査によりますと、中学3年で英検3級程度の英語力を持つ生徒の割合というのが、全国平均ですと36%、佐賀県平均は32%ということございまして、ちなみに基山町が30%ということございしますが、上峰町の中学3年での英検3級程度の生徒の割合、これ34名ですと何パーセントぐらいになるんですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

生徒は100名というふうに考えていただければ、大体3割ちょっと、34%か、その程度ではないかと思っております。ただ、準2級は、その3級よりも資格としてはハイレベルでございますので、そういうところで御判断ください。

○1番（向井 正君）

全国平均よりは少し落ちるということでございますね。グローバル社会に対応できる人材育成ということで、上峰町はオンライン英会話など他に先駆けた英語学習を取り入れられておられ、その評価、効果等も先ほどお聞きしまして、向上、改善されていると伺ったのですが、やはり子供たち一人一人が自分の今の英語力を確かめる機会も必要になってくると思います。

この英検についても私なりに少し調べましたら、検定は5級から1級まで7段階あり、大体年3回程度、検定が実施されているようでございます。3級は、先ほど来、教育長がおっしゃられているとおり、中学卒業レベルということでございます。したがって、3級受検者の割合も中学生が多いようでございますが、合格率としては小学生のほうが高いという結果が出ております。そういった検定を通したりして、英語へのさらなる関心を高める機会づくりにも、そして、目標に挑戦する姿勢も身につけられるかと思っております。そういった意味でも、

積極的にこの英検受検の推進を図っていかれるべきかと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせ願います。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの1番向井議員のお尋ねにお答えさせていただきます。

町といたしましては、英検、やはり受検する、そういう希望する子供さんをより多く取り組んでいただくということが非常に大事でございますので、教育委員会といたしましては、その受検する、この方策について考えておまして、小学校、向井議員も言われましたように、5年、6年で、今、オンラインの英会話を取り組ませていただくわけですから、その延長線といいましょうか、子供たちに小学生のうちから5級、4級などに挑戦してもらおうかというふうにして、受検の子供をふやそうと思っております。当然、中学校にもそのお話をしして取り組んでいただくというふうに思っております。

そのためには、ただ受けなさいということだけでは児童・生徒もなかなか、気持ちはそうであっても、取り組むという気持ちまで高まるかといったら、やっぱりそこは学校での先生たちの導きも大切だろうと思っておりますので、英検を受検する子供をふやすようにしていきたい。それで、中学校における英語の先生を何とかふやしていくことができないかなというふうに思っております。授業とともに英検も指導するような先生を置くことができないだろうかということを考えていきたい。ぜひそういうことを取り組んでいきたい。そうすると、受検生はふえていくんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。中学校に英語の教師を何とか入れることができないかなと、町単独で入れることができたらいいなというふうなことも考えたりしております。

また、小学校においては、そういう英語、専科の先生たちはなかなかまだおられませんので、英語の指導ができる教師補助の方を入れることができないかなということも検討していきたい、ぜひそういう方向で取り組んで、平成29年度に向けた取り組みについて検討をしていきたいなということで思っております。

とにかく英語力をつけるためには先生たちの導きが大事であろうと、ただ受けなさい受けなさいと言っても数がふえないし、ふえなければそういう保有率というのも上がらないかなと思っておりますので、今後、教育委員会で検討して、また、皆様方の御指導、御支援をお願いしていくということを思っているところでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

先生の数も少ないということで、英語をこれから進めていくに当たって、やはり英語をちゃんと教えられる先生の必要性も、今、教育長がおっしゃられましたけど、確かにそうだと思います。

それから、この英検3級のメリットですけれども、御承知かと思うのですが、合格判定で

優先されたりとか、内申点の加算等の優遇措置も受けられる高校もふえているということですが、それ以上に、先ほど教育長もおっしゃられたとおり、子供たちが社会に出際の大きな力になると思います。

基山町では、この英語力アップということで、今年度より町内の全小・中学生徒を対象に、希望者1人当たり年1回の検定料の全額補助を始めておられます。検定料としては、本会場ですと2,500円から8,400円と級によって違うようでございますが、学校等での団体申し込みですと、準会場で検定を受けられ、本会場より割安になっているようでございます。

上峰町の場合、より、ほかに先駆けた英語学習の取り組みも実施されておりますので、その評価、効果等もまた、この検定によりあらわれてくるのではないかと思います。先ほども教育長おっしゃられたとおり、検定希望者、検定料の補助も含めた上で、英語検定推進を図っていかれ、今後の英語力アップにつなげてもらいたいと思うのですが、この補助を含めた英語検定推進についてのお考えを最後にお伺いして、この項を終わりたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの1番向井議員のお尋ねにお答えさせていただきます。

本当に議員からはありがたいお言葉をいただきまして、心から感謝申し上げたいと思います。私もちなみに中学校とお話し合いをする機会がありましたので、大体英検を希望する子供さんたち、どのくらいでしょうかねという形で尋ねたところ、早速、中学校のほうで、そうですねということで調べていただきまして、受検申し込み、それは準2級から5級までずっとありますけれども、110名ほどおるということでもございました。そのくらいは受検するでしょうということですので、そういうことで補助をさせていただくことができるならば、これは非常に力強いことだと思っております。

ぜひ29年度はそういう形で、私は受けるならば全額補助をお願いしたいなというふうに思っています。これはまた、そのときに議員の皆さん方とも御相談をしていきたいと思っております。具体的になりますと、また数が変わるかもわかりません。今現在聞いたところはそのくらいの数でございましたので、金銭的にはまだはじいているところではございません。そういうことで、全額補助ということ、ありがたいことだと思っておりますので、今後、29年度に向けて検討して推進していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○1番（向井 正君）

今、110名ほどの受検希望者がいらっしゃるということで、ぜひ全額補助ということを含めて、29年度からぜひ実施していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でこの項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御

異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問事項の2番の子育て支援について、学校給食費の無償化はにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

1番向井議員の質問事項2、子育て支援についての要旨1、学校給食費の無償化という御質問にお答えをいたします。

県内20市町のうち5市町において、それぞれ給食費の補助事業があります。さきの議会でも御質問いただきましたように、その他の市町においても議論が進められています。人口減対策や少子化対策なども保護者の負担軽減について議論が高まっておりますので、学校給食費への取り組みについて協議を進めたいと考えています。

○1番（向井 正君）

今、これから検討されていくということで御説明ありました。学校給食法では、施設整備、運営費は自治体負担、食材は保護者負担ということ吉田局長のほうから前もおっしゃられておりましたが、そういった中でも、県内においては太良町が小・中全額無償、江北町も年内に無償化、みやき町も今年度より第1子、第2子の給食費を半額、第3子以降無償など、それぞれ独自の形で子育て世代の支援に取り組んでおられます。

今後、加速する少子化、あるいは子供の貧困等を考えるとき、保護者の教育費の負担軽減を図り、また子育て環境の向上を目指すためにも、地域社会全体で子育てを支えるという観点からも、この給食費の無償化は大変意義深く、大きな価値があると思います。また、上峰町の将来を担う子供たちを育成していくという過程で、保護者の負担を軽減することは、今後、定住化や少子化対策にも反映されると思いますが、その辺のお考えをお聞かせ願います。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま向井議員の2番の学校給食の無償化ということで、再度お尋ねいただきました。

私どもも、実際はことしの3月と、この28年の第1回と第3回ですね、同僚の議員さんからも無料化ということいろいろと配慮したらどうかということをお勧めいただいております。今回また、向井議員から改めてといいまじょうか、同じように学校給食無償化という

質問をいただいたわけでごさいます、教育委員会としては、もう一定の方向性を示す必要があろうかということで協議をしてまいっているところでごさいます。ただいま局長は協議を進めていくとお答えいたしましたけれども、私のほうからはこの取り組みについて、しっかりとの方針をお話しさせていただきたいと思ひます。

この無償化につきましては、やはり今、向井議員が言われましたように、教育費の負担軽減と、それから、私も地域を支える皆さんで、この子育て世代の若者、家庭をしっかりと守っていくということは大事だろうと思ひます。したがって、学校給食費を補助とするならば、上峰小学校及び中学校に在籍する児童・生徒全員を対象にすべきだろうというふうに考えているところでごさいます。1人、2人、3人という子供の数がございましょうけれども、やはり町で学んでいる子供、同じように見ていくとするならば、子供の数の多い、少ないを基準にすることはどうかなと思ひわけでごさいます、やはりここはしっかりと子供全員に補助をすべきではなかろうかと思ひます。

そこで、教育委員会の施策の一つといたしまして学校給食無償化を打ち出すことによりまして、町の少子化対策にきつとなるだろうと思ひますし、また若者移住の支援対策にもなりましょう。特に今、2014年度版でごさいますけれども、若い人たちの上峰町から転居される数が、隣町へが第1位を占めているというような結果も出ております。そういう若者世帯の転出を少しでも減らすための一助にさせていただきたいというふうに思ひます。

そしてさらに、これは結論でごさいますけれども、上峰小学校及び中学校に在籍する生徒数の、この数の減少ですね、これも今、現状少しずつ減ってきております。これをゆっくりとした形にするということを念頭に、平成29年度4月から上峰小学校、中学校に在籍している児童・生徒全員を対象に、学校給食費全額補助を必ず実施していきたい、していきます。これから、来年度からの実施に間に合うように準備していきたいと思ひているところでごさいます。

以上です。

○1番（向井 正君）

今、教育長のほうからちゃんとお約束をいただきました。29年度4月より無償化を実施されるということでよろしいでしょうか。もう一度、確認の意味で。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま再確認ということでございました。

教育委員会としては、29年度4月実施に向けて必ず取り組んでまいります。一応、今現在の推定でごさいますけれども、小学生が来年度、29年度は617名になる予定です。実際には若干変動はあるかもわかりませんが、大体29,307千円ぐらいということになります。中学生が273名ということで、15,042千円少しということになってまいりますので、合計で44,350千円弱というふうになるんじゃないかと思ひます。これは今現在のところでは、

小学6年生が上峰中学校に来るというところ、それから、県立、私立に行くということもあります。これ、今現在は上峰小学校、中学校でございますので、上峰在住の義務教育の児童・生徒になりますと、若干これからプラスになりますので、それを関係部署に問い合わせをいたしまして、数の精査をして、平成29年4月に間に合うように準備させていただきたいと思っております。

以上です。（「次、お願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、3項目め、元副町長の異動について、要旨、元副町長の異動の経緯はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

向井議員のお尋ねにございます元副町長の異動ということで、その経緯につきましての御説明を申し上げます。

去る3月の半ばをもちまして、文科省のほうとのやりとりの中で、米本副町長の異動の申し入れがございまして、人事異動に伴う異動ということで、議員の皆様方には3月議会終了後、ちょっと急なお願いで新たに新副町長について提案させていただいた経緯がございます。

この異動につきましては、長らく2年間の地方創生人材支援制度をもとに派遣されてこられた米本副町長、じくじたる思いがきつとあったことと思っております。といいますのも、やはり2年間の計画で地域再生計画づくりがこれからあるということであったり、また、地方創生の過疎化交付金の執行につきましても、申請段階から申請業者、委託をした業者と詰めた話を行ってくださっていた経緯もございますので、本人としては、そこまで見届けて、地方創生に花が咲くまではいかないかもしれませんが、幹を育てて、この上峰町で2年間過ごしたかったという思いがあったというふうに、後ほどメールでいただきました。といいますのも、メールでいただいた理由は、まだまだやり残したことがあるということのついでに、さまざまな自分の転出について、うわさがなされていることについて大変遺憾な思いをお持ちでございましたので、そのようなメールを下さったわけでございます。

11月に地方創生のふるさと納税に関するイベントを実施する予定でございます。その席におきまして、米本副町長にもぜひ参加していただいて、そこに当たっての所信、そして、これから上峰町がどのように活性化していくべきか、そして、自分の思いというものもぜひ語りたいということでメールにはつけ加えておられましたので、ここで御紹介申し上げ、答弁とさせていただきます。

○1番（向井 正君）

今、町長のほうから、人事異動による異動だということで御説明がございました。平成27年4月1日から28年の3月まで、上峰町での在任であったと記憶しております。地方創生マネジャーとして国より派遣され、上峰町では副町長として総合戦略等の策定にも携わられて

おられました、文科省の人事異動により急に異動されたと理解しております。

週刊誌等の掲載の記事によりますと、米本元副町長が役場内の人間関係のトラブルとか、9カ月で異動したのは不可解であるとか、また、上峰町は本人の希望と聞いています、文科省側は人事の都合でという、そういった言い分が食い違っているといったことが掲載されておりますが、こういった週刊誌等の記事により、行政に不信感や不安感を持たれる町民の方もおられると思いますので、この辺の内容的なもので、正確なところはどうか、お伺いしたいと思うのですが。

○町長（武廣勇平君）

週刊誌の記事といたしますか、夕刊紙ですね、夕刊紙の記事をもとに何かしゃべるというのも本当はいかがなものかということではございますが、実はそれらを受けて、先ほどメールをいただいたということですが、メールをいただいております。このメールをもちまして、米本さんのお考えというものを広く町民に皆様にお伝えする必要があるだろうということで、ここで私、読ませていただきたいと思っておりますけれども、「上峰町長武廣勇平様、このたびの後任者に関する一連の報道におきましては、週刊誌等に掲載された内容、また、その内容における上峰町議会関係者等のコメントにつきましては、大変遺憾に感じております。まず、私の在任期間が9カ月との記載につきましては、事実と反していることは明白であります。また、「前任者本人の希望と聞いています」と御説明されている上峰町の方や、「前任の副町長も役場内の人間関係のトラブルで文科省に戻ったとうわさされています…」と御説明なさっている上峰町議会関係者の記事についても、国の人事異動に伴うことを上峰町議会の皆様に対し御説明申し上げ、御理解並びに議会承認をいただいていることは明白であります。初めての任地となる九州佐賀、上峰という町を1年間勉強させていただくとともに、地方創生総合戦略を練り上げ、さあ、これからという任期途中での異動となりましたことは、武廣町長初め、町民の皆様に対して御迷惑をおかけすることとなったことには、大変申しわけなく、今も感じているところですが、在任中、町の多くの皆さんとの親交や武廣町長初め、職員の皆さんとさまざまな課題を乗り越え、苦勞して形づくっていった施策や事業に取り組ませていただきました。まだまだ不十分であったかもしれませんが、上峰町役場の方や上峰町議会関係者の方からマスコミに対してこのような発言をされていることに対しましては、家族や文科省の理解により覚悟を持って赴任した身にとりましては、とても残念に思いますとともに、どうしてこのような話になるのか、疑問を強く感じております。どうぞ、町民の皆さんがともに生き生きと過ごすことができる、よりよい町として、今後も上峰町が発展されますことを心より願っております。平成28年7月 米本善則」ということで、これを読んだときに、やはり相当自分がやってきた仕事も含めて、じくじたる思いを感じておられるんだろうなというふうに思いました。

と同時に、私もこの役場関係者の方ということで記載がされていることで、人事担当です

ので、当然、総務課に問い合わせましたが、総務課長初め、みんな一切、ここでこういうコメントをされていないということがわかっております。ですから、どなたかが、この本人の希望と聞いていますということで答弁されているんだろうというふうに思いますし、私もマスコミ関係者の方からいろいろお話を聞くと、ありもしない情報をお話しになられている人がいるのではないだろうかというふうに感じているところでございます。これについては、引き続き調査をしっかりとしながら、町として、米本氏がしっかりと頑張ってきたことを、11月の場で米本さんの口からもお話しいただき、ふるさとの活性化について、ふるさと納税初め、地域が活性化することを期待している多くの人たちのために、シンポジウムを開催していきたいということで、答弁にかえさせていただきます。

以上です。

○1番（向井 正君）

今、町長のほうから副町長からのコメント等を紹介されて、御説明いただいたんでございますが、結局のところ、この週刊誌等に掲載されておるもろもろの記事等は事実とは異なるということでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ただいま申し上げたことを繰り返しになりますけれども、米本副町長が本人の希望でお帰りになられたということであったり、人間関係のトラブルでお帰りになられたということではないと本人が申されておりますが、これもメールでの文書でございますので、11月に御本人に議員からお聞きになられたらよいのではないかと、これ、全て本人の御意見が大事でございますので、私も間接話法で皆さんにお伝えしているわけでございますが、このような趣旨で御本人からのメールはいただいているところでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

元副町長は、私が思いますに、大変誠実な方で親しみやすく、町民の皆様とも気さくに接されており、人望も厚かったように思います。今回の記事は、元副町長御本人にとっても大変心外であったろうと思いますし、上峰町自体にもマイナスのイメージを抱かれた方もおられるのではないかと思います。

このような誤った情報で住民の皆様が惑わされたりとか、行政に不信感を抱かれないう、事実を皆様に伝えていただくようなこともお願いしたいと思うんですけど、11月に副町長がお見えになって、その辺の真実もちゃんとお話しになるということでございますが、町長に、これから町長として事実関係をちゃんと住民の皆様にもお伝えしていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、そこを。

○町長（武廣勇平君）

先日、鳥越地区を初め、下津毛におきましても、町政報告の場をつくらせていただきまし

て、諸般の情勢、また、御心配事、また、今取り組んでいることについての場をつくらせていただきました。これにつきましては、いろんな御意見を活発にさせていただきながら、本当に御理解いただく場面になったということでございますし、この元副町長の件については、その場では出ませんでしたけれども、今後について、必要性があれば臨んでいきたいというふうに思っているところでございます。

やはり大切なことは、以前、私が就任間際に百条委員会というものを経験いたしました。そのときは、作文のありかについていろいろな御意見を求められましたが、そのときに、次々と証言台に立たれて、いろんな証言をもとに、随分ゴシップの町だというふうにやゆされた経緯もございました。そのときは、その後に、さきの全員協議会でその投書分の差出人の名前まで明らかになったにもかかわらず、この追及はまだまだ終えておりませんけれども、今はやはりゴシップの町に戻してはいけない、そういう気持ちで町政に臨んでいるところでございます。

私としましては、いろんな御意見がおありになろうかと思えますけれども、地域地域におきまして、しっかり自分の思うところ、所信、そして、これからのビジョンをしっかりと話しをしていくということが今求められていると思えますので、そのような場をつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

ぜひ、住民の皆様には不信感を抱かれないように、丁寧な説明を行っていただきたいと思います。

質問はこれで終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みたいと思います。

通告順のとおり、3番田中静雄君よりお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

議長より質問の機会をいただきまして本当にありがとうございました。早速、質問をさせていただきます。

質問事項1、青少年健全育成懇談会について。

これは毎年、小・中学校の夏休みに入る前に各地域で行われている青少年健全育成懇談会であります。この懇談会の中では、御父兄さんのほうからいろいろな意見、要望が出されます。その意見、要望がどういうふうにして処理されているのか、この辺をまず①番でお伺いをいたします。

それと、今後の青少年健全育成懇談会の場で、各地区共通の議題について、話題について話し合うことも必要ではないかと思っております。私は三上ですけれども、今まで三上地区

の懇談会にはずっと出席をしておりますけれども、毎年御父兄の方々から上がってくる意見があります。「一向に前に進まない。どうなっているんだ」とか「どういう要望、意見をまとめて、どうされていくのか」、その辺をこの質問要旨①②でお伺いをいたします。

次に、質問事項2番目として、前副町長の辞任についてお伺いをいたします。

先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたけれども、6月28日に東京へ出張し、8月9日に辞任という結果になりました。これは大きく言いますと、地方創生を目指すという安倍政権に冷や水を浴びせる騒ぎが上峰町に起こったわけです。

地方創生人材支援制度を活用し、今年4月から副町長として出向したばかりで、上峰町にとっては大変なことでもあります。これで先ほどの同僚の質問とかなり重複することがあると思いますけれども、現在までの上峰町の対応と経過を御説明お願いしたいと思います。

要旨2番目。そこで、8月9日に辞任ということになりましたけれども、その本当の原因は何なのか。私は町民の方々から「どきゃんなとつとね」「副町長はどうしたんじやろうか」と聞かれても、「知りません」「わかりません」という返答しかできません。何か必ず原因があるはずです。その原因は何なのか、明快な答えをお願いいたします。

次に、質問要旨3番目、これから後任の副町長も考え、これも先ほどから出ていましたけれども、再度確認をする意味で御答弁をお願いしたいと思います。

次に、質問事項3番目。現在、庁舎内、上峰町役場内に案内人といいますか、人員配置されております。これは防犯、つまり、警備員の方と案内人ということで2つに分かれているんじゃないかと思いますが、質問要旨として、この警備員を含めて、その案内人の人員を配置した経緯について私は知りませんので、その経緯の御説明をお願いいたします。

次に、質問要旨2番目。この案内人、もちろん警備も含めて、今後も配置していくつもりなのか、今の体制を続けていかれるのかどうか、お考えをお願いいたします。

それと質問要旨3番目、この庁舎内に配置している案内人の指導は行政としてされているのかどうか。されているとしたら、具体的にどういう指導をしていますよということで御答弁をお願いいたします。

以上、3項目に対して、明快な答弁をよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項の1番、青少年健全育成懇談会について、要旨の1番、懇談会で出た意見、要望はどう処理しているのかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

3番田中議員の質問事項1、青少年健全育成懇談会について、要旨1、懇談会で出た意見、要望はどう処理しているのかという御質問にお答えいたします。

青少年育成地区懇談会は、上峰町青少年育成町民会議主催のもと、地域の子供は地域で守り育てる。地域ぐるみで子供を見守り、非行防止や健全育成を図ることを目的に、各地区の

分館長、区長を初め、地区住民の皆様が一体となって懇談していただいております。

地域ごとに非行防止への取り組みや課題を懇談いただき、夏休み期間中の対応などを確認していただきます。

懇談会で出た内容は、地区ごとに取りまとめの上、分館長会や青少年健全育成推進委員会で報告し、各地区の取り組みについて御案内をいたします。

さらに、行政への意見、要望につきましては、関係各課へ報告し、情報の共有化を図っています。

以上です。

○3番（田中静雄君）

先ほども申しましたけれども、毎年私も地区の青少年健全育成懇談会には出席をしております。毎年出てくる項目というのは3件あります。1つは、「道路が悪いですね」ということ。それと「照明が少なく暗いですね」と。夏休みは危ないということでもあります。それと、今、「中学生の学童の自転車通学、この辺を拡大してもらえんでしょうか」ということ。特に部活動なんかで非常に帰りが遅くなるときもあります。非常に危ないと、大きな荷物を背負って、道具を背負って登下校中に何かひたたりとか、そういう事件が起こったら非常に怖いということで、この3項目については毎年出てくるわけです。毎年出てくるということは、どがんなつとんじゃろうか。いろんな検討をされていると思いますけれども、一向に進まない。できなかったらできないということではっきり言ってもらえばそれでいいんですけれども、「検討します」「考えます」では、もう話にならないですね。だから、そういうことで、毎年出てくる項目があります。ことしも出ました。

だから、こういう意見、要望が出てきたことを1つずつ前に進めていってもらって、そして、御父兄さんが安心できる、来年はこういう要望が出ないようにひとつ頑張ってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま田中議員のほうからは、三上地区で毎年同じ質問が出る、道路が悪い、照明が暗い、自転車通学の問題、それぞれにつきまして御案内をさせていただければと思います。

地区懇談会の中で、道路が悪い、照明が暗いについては、まず先ほど申しましたように、関係各課、総務課並びに建設課のほうにおつなぎをします。また、会議の中で、この地区として問題であるということで認識をいただいておりますので、区長さんのほうからそれぞれの課、建設課であり、総務課のほうへまたおつなぎをさせていただいております。その中で取り組みをしていただいているところでございます。

最後に、自転車通学におきましては、さきの大川議員からの質問もいただきましたとおり、三上地区が半径1.5キロ以内に入っております。その中で学校と保護者の皆さんで協議をしてくださいということで御案内をさせていただいております。

許可は1.5キロ以上については無条件で許可をしておりますし、1.5キロ以内の三上地区につきましても、それぞれ個別の申請により許可をいたしますということで御案内をしているところでございます。

また、さらに先ほど教育長のほうから答弁をしまして、今後の通学問題につきましては、今年度のうちに学校と保護者の間でいろいろ協議をしていただきながら、教育委員会のほうでもそのやり方について、ともに協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

先ほどの答弁の中で、御父兄の方々からいろんな質問、要望が出てきた項目については、関係先に連絡をしているということでありますけれども、連絡してもらうのは非常にいいことですね。絶対やってもらわなきゃいかん。ところが、連絡したことがどういう結果になったのか、その返答が全くないです。これは教育委員会としてどう思いますか。

そして、毎年、青少年健全育成懇談会をやりますけれども、出席される方が1年1年かわっていくわけですね。だから、新しく来られた方は前回のこともようわからんですもんね。だから、その関係先に連絡したことがどういう結果になったのか、これは教育委員会の責任のもとで報告してもらう必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員の質問、要望について、次の機会の説明をということだろうかと考えておりますが、先ほど申しましたように、質問の取りまとめを次の分館長会議で行います。そして、さらに翌年度の地区懇談会を行うときには、前の年に協議されました内容について取りまとめの上、各分館長に資料としてお渡ししております。

その中で、区長さんは大体歴代で地区の事情を御存じなのですが、分館長さんは毎年かわられるということが地区によってありまして、初めて分館長になって、初めて地区懇談会をして、1年で終わるといったところがありました。そういうところについては、なかなか地区懇談会の中で昨年度の話を適切につなぐということができていなかったのかなというふうに推察をいたします。

また、御質問でいただきました「道路が悪い」「照明が暗い」につきましては、先ほど申しましたように、区長さんから地区の問題として、さらに関係各課に御案内いただきますので、区長さんのほうからまた説明をしていただければ、なおありがたいと思っております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

私は、ここに平成27年度の地区懇談会の各地域ごとのまとめを持っています。これはその地区懇談会に出席された誰かが記録されたものと思っておりますけれども、地区懇談会で出てきたことが、例えば、私は三上ですけれども、出席したから言いますが、「自転車通学」、それ

とか「道路が悪いですね」とか、先ほど言った「照明が暗い」ということで毎年出ているのにもかかわらず、全くそういう文面は出ていないです。これはいかがなものかと思えます。だから、記録される方は誰か決めているんですか、その辺をお伺いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員のお手元にお持ちの資料というのがちょっとよくわかりませんが、まず地区懇談会の中で、私ども事務局は事務局として、議事を取りまとめ、議事録をつくります。その係としては、主に教育委員会の事務局が担当いたします。

以上です。

○3番（田中静雄君）

住民から出された意見、要望というのがなかなか反映されないということは言いましたけれども、青少年健全育成懇談会が閉会する前にどうでしょうか、こういう意見が出ましたということで記録されている方は、確認のために、ほかに漏れはございませんかということで確かめる必要があると思います。どの辺を記録しておるのか、記録していないのかさっぱりわかりません。ということで、これの意見、要望というのはこういうことが出ました、この辺についてはどこどこに意見具申をして反映していきます、そういう最後の取りまとめが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議事の内容についての御確認ということでの御質問でございます。

これにつきましては、地区ごとにやり方は異なりますが、他の地区においては、その地区懇談会の議長であります方、分館長であったり、区長でございますが、その方が最後に、きょうはこういうことがありました、こういうことがありました。で、地区として取り組むべきこと、それから、保護者で取り組むこと、さらに区長として行政に要望をしていくこと、そういうふうに取りまとめでいただいているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

質問、意見、要望というのは、きれいにまとめてもらって、これを議会の懇談会のときでは教育委員会のほうから報告できるような体制もとってもらいたいと思います。どうか毎年同じことが議題になってくる、そういうことがないように、ひとつ御努力をお願いいたします。これでこの項目は終わります。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、要旨2番、各地区、共通の議題について話し合うことも必要ではないかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

3番田中議員の質問事項1、青少年健全育成懇談会についての要旨2、各地区、共通の議題について話し合うことも必要ではないかという御質問にお答えいたします。

地区懇談会は、毎年7月の青少年の非行・被害防止全国強調月間を機に行います。議題についても共通のものがあります。

地区懇談会を行うに当たり、事前に分館長会議で前年度の取り組みなどを御案内し、今年度の方向性を協議していただきます。

今年度も、地区での取り組みに加え、家庭でのスマホ、インターネットの使用ルールづくり、子供を理解し、人とかかわる体験の場づくり、心と体の知識を身につけさせることなどがサブテーマとして準備をされました。

今年度の地区懇談会は7月4日から7日にかけて開催いただき、490名の参加をいただきました。それぞれの地区で青少年育成のための活発な意見交換が行われました。

その中で、スマホの取り扱い方や、小学生の自転車利用時のヘルメット着用の推進、通学路の再確認などが話し合われました。

今後も保護者が抱える共通の悩みについて懇談していただきたいと思います。

以上です。

○3番（田中静雄君）

最近、視覚教育といいますか、ビデオを見たり、それと警察官の方がいろんな講話もございます。いろんな趣向を変えてやられていることは非常に重要なことだと私は思います。

分館長会議でいろんなお話し合いをされているということでございます。そしたら、分館長さんが悪いのかどうかちょっとわかりませんが、最初の第一声から「何かありませんか」、そういう問いかけが分館長さんから来ますよね。来ていました。「何かありませんか」と。議題も何もない。だから、進め方がちょっとおかしいかわかりませんが、そういうようなやりとりで御父兄さんの意見がちらほらと出てくるわけです。そして、先ほど言いましたような3項目については必ず出てくるんですよ。

だから、今、スマホの問題、それから自転車通学の問題、何でもいいんですけども、1つぐらいは共通の議題があってもいいんじゃないかと自分で思っています。

それから、青少年健全育成懇談会の式次第でも、議題というのは書いてありますけれども、何の議題か全く書いてありません。空白です。だから、その辺も教育委員会のほうでよく分館長さんに説明をしてもらって、議事の進め方、この辺も教育をしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

地区懇談会の議事の進め方について御質問をいただきました。先ほどの繰り返しの部分になりますが、分館長さんというのが、本当に初めて分館長になられた。そして、地区懇談会にも初めて参加するというような方もいらっしゃいます。それで、事前の分館長会におきま

しては、分館長地区懇談会の進め方というのを用意しております。

地元にお配りされるときは、議題は何もなく、地区の困っていることを懇談してくださいというような趣旨で、お配りするときは何も書いておりませんが、分館長の手元には、去年あったこと、さらに、困ったときにはこういうことを議題にしてはいかがですかというようなこと。それから、共通に話題にすること等々の資料を分厚く準備をしておるところでございます。ただ、地区によっていろいろな話が出ますので、それをまとめることがなかなか難しく、ちょっと話が出たら、ほかに次へ次へと進む分館長さんも見受けられたところがございます。そういうときには区長さんと一緒になって去年からの取り組みとか、そういうことについて協議をされたらいかがでしょうかというような御案内もさせていただいております。

そういうことで、分館長会の中で本当に初めて行う方もいらっしゃると思いますので、十分な資料を用意しているところがございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

これからもこの懇談会というのは続けていかれると思います。ですから、今、何回も言いますけれども、同じことが毎年繰り返されないように、これから教育委員会のほうで分館長さんにもひとつよく指導をしてもらって、一つ一つ前に進めてもらいたいと思います。

地区懇談会は、各保護者の方々のいろんな自分のところの悩み、誰々さんとかどうしていますかと、そういういろんな相談の場があるということは非常に重要なことでありますけれども、統一した議題、この辺も考えてもらうようお願いをいたしまして、この項目については質問を終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。地区懇談会は、地区の指導のもと、地区の中で悩みについて保護者のほうから地区の区長さん、分館長さんと一緒になって地区で考えるということをもつて題材にしておるところでございます。そこにつきましては、あわせて共通した議題などを今後また挑戦していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「進んでください」と呼ぶ者あり）

2番目、副町長の辞任について、要旨1、現在までの上峰町の対応と経過はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

田中議員のお尋ねにお答え申し上げます。

松井前副町長の辞任にかかわる時系列の資料につきまして拝見させていただきながら、申し述べさせていただきたいと思います。

平成28年4月1日に就任後、6月28日、7月1日に出張されまして、6月29日に——これは後ほど届いたわけですが、「健康上の理由により休暇」ということで診断書が届きまして、8月9日に辞任ということで、7月25日、文部科学省、前副町長、内閣府に私も足を運んだ経緯がございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

各職員の方々の労務管理というのは各課長さんがやられていると思いますけれども、副町長さんの労務管理というのは誰がするんですか。誰もいないんでしょうか。町長さんじゃないかと思うけれども、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

業務の管理ですか。業務の管理といいますと、スケジュールであったり、どの仕事をどういうふうに割り当てていくかということであるとすれば、スケジュールの管理は私は行っておりません。私は私の個人的なスケジュール管理を総務課を中心としてカレンダーを使って行っている、こういうような現状で、ウェブウォーカーというサイトを通じて副町長以下、管理職以下、係員のところまで日々の日程を管理することができますが、このウェブウォーカーにスケジュール上記載されていない方もいらっしゃいますので、例えば、係でそのスケジュールを記載されていない方につきましては、日計の業務管理について、各課で朝礼の中で、ミーティングの中でされているものと思います。

日々、副町長も私と同様に、上がってくる仕事は多々ございまして、代理出席であったり、あるいは副町長に求められる仕事というもので、副町長に頼まれる仕事、各町民の皆様方から上がってくる仕事もございまして、その中で御自身、もしくは総務課と協議しながら業務管理されているものと思っております。

といいますのも、このカレンダーを使う前は、私が就任時はペーパーで毎日毎日、日計の日程についてお知らせを受けておりました。そのころは副町長は不在でございましたので、副町長も同様にされていたと仮定しますと、恐らく総務課のほうで副町長の日程調整もされているのではないかというふうに思っております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

6月28日に出張したまま帰ってこない、本人からの連絡もない、こんな話は今まで聞いたことがないです。何が原因だかわかりませんが、私は非常に無責任な話だと思います。

それで、東京出張は6月28日ですけれども、東京出張を知らされたのは何日前ぐらいでしょうか。そのときの副町長の体調はどうやったのでしょうか、お伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

東京出張に行かれる日でございます。東京出張に行かれる日に私に、東京に出張する旨を

伝えられ、恐らく関係課にもお伝えされたものと思います。そのときに私が申し上げたのは、「賃金については、請求をきちっとしておく必要があるよ」ということで申し上げました。そのときの様子ということであれば、外見上は通常どおりの表情であったというふうに理解をしております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

それでは、町長さんにお伺いをいたします。

先ほどから体調不良ということでしたけれども、体調不良というのは非常に範囲が広がりますけれども、どこが体調が悪かったのでしょうか。ただ、体がだるいとか、考え込んで鬱になるとか、いろんなことがあると思いますけれども、体調不良って、どういうふうに体調不良なんでしょうか。個人情報保護法でいろんな説明、答弁ができかねるところも多分にあると思いますけれども、わかる範囲でひとつ答弁をお願いしたいと思います。要は診断書の病名でございます。

○町長（武廣勇平君）

繰り返しになりますし、ちょっと誤解を生じています。体調不良と申し上げておりません。一身上の都合で辞任したいということでありました。プライバシーにかかわることなので、それ以上のことも質問もしておりません。その以前に「健康上の理由により、このたび辞職することになった」ということは文部科学省のほうからもいただいておりますので、その表現を使わせていただいております。

診断書は出ているが、病状等についてはプライバシーにかかわることなので私からはお答えをすることができません。少なくとも本人の承諾がなければ公表できないものであるというふうに思っているところでございます。

○3番（田中静雄君）

一身上の都合ということで、この辺もプライバシーにかかわることなのでお知らせすることができないということでありました。そしたら、答弁できないということですから、もう仕方ないですね、これ以上聞きようがございません。

8月9日の全員協議会の中で、ある同僚議員のほうから「副町長はアパートを借りておられた」という発言がありました。その中で、町長さんから「アパートを借りていることは知りませんでした」という答えが返ってきました。それは本当でしょうか、お伺いいたします。

○町長（武廣勇平君）

事実でございます。私はマンションに入居されているものと思っておりました。

以上です。

○3番（田中静雄君）

知らなかったというのは今の答弁で事実のようでございますけれども、副町長は何といっ

でも町長の腹心であります。その腹心の方がどこに住んでおられるかわからんようじゃ、危機管理はできないんじゃないですか。私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

危機管理上の理由で部下職員の住居を把握しておく必要があるという御意見だと思いますが、その意味で言いますと、私は危機管理について、認識が大きく議員と違う認識を持っているものだなというふう感じたところでございます。

入居はどこにして、プライベートな状況について把握する必要があるという議論があるかどうかは別として、そういう危機管理上、やはりお住まいについて特定する必要があると、危機管理上、私自身が全職員の住まいについて把握する必要があるという見識が、知見が得られれば、その際に把握に努めていきたいというふうに思っております。

○3番（田中静雄君）

副町長、今までに短い期間の間に何回か交代がありました。非常に残念であります。落ちついて仕事ができないんじゃないか。これからまだまだ頑張ってもらわなければいけないときに、こうちょこちょこかわってもらったんじゃ、上峰町のためにはならないと自分では思っております。

それで、今、どういう状態なのかもひとつわからないということで、家族への連絡はつかないのでしょうか。いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

そのとおりで、以前お答えしたとおりでございます。

○3番（田中静雄君）

辞表を提出するまで本人からの連絡は何にもない。連絡のしようもない。非常に考えられないです。町民の方々にはいろんなうわさをされる方がおります。私は最初に、かなり早くこういう事態が発生したということは聞いておりました。

そこで、ある方から「副町長が東京に出張して帰ってこないということを知っていますか」ということで、「あ、これは昨日聞きました」。これは多分、出張した日から数えますと、約5日か1週間後ぐらいでありました。

私がたまたま議員をしている関係で、何か情報を得たかったんじゃないかなと自分で思っておりますけれども、「議会で何かありましたか」という御質問でございました。私はそこで、帰ってこないということだったので、最初私を感じたのは、東京に行って、ひょっとしたら——ま、ないと思うけれども——事件に巻き込まれたんじゃないかなと自分勝手にちょっと判断しとったんです。だけど、そういうことじゃなくて、実際にそういう事件とは全く関係なくて、ただ連絡がないということだけということで、ちょっと安心をいたしましたけれども。

そういうことで、住民の方々のお話の中では、もちろんこれはうわさですよ、あんまりい

い話は出てこないです。その中でも特にやばいのは——やばいというか、軽いというか、「東京がよかったんじゃないだろう。上峰の田舎に来てびっくりしとんしゃっとやなかね」と、そういう御意見もございました。「上峰町に来て、上峰町が嫌になった、田舎に来て嫌になった、そういうことは私はないと思う。東京と比べて、もちろん田舎ですから、こういう田舎に来るということは前もってわかっていることなので、そういうことはないと思います。何かあったんでしょね」、それ以上のことはお答えすることかできません。何かあるはずですが、その辺のこともまだまだわからないということだと思います。

これは、一般の企業だったら、本人からの連絡もない、ナシのつぶてで連絡のしようもない。そういう事態が発生した場合には、即刻解雇になります。ある程度——それは企業によっては違います。1週間、例えば、10日、2週間というふうに期限を区切って、それ以上無届け欠勤で休んだ場合には、自動的に解雇になります。そういう厳しい世の中で、何にも連絡しない、そういう方とは考えにくいです。何かあるから言いにくいというのかね、連絡できないんじゃないかということでも思っております。それで、何かあると思うけれども、どういふことがあるんだろうかということが町民の方々の知りたいところでありまして。この失踪した事態が、なかなか町民のほうにお知らせがない。

8月9日に辞任を受け付けたということです。これも、こういう今までの経過というのを上峰町民に知らせる必要があると思いますけれども、9月号の上峰町の広報、多分これには何らかの形でお知らせできるような文書があるんだろうと自分でも思っておりました。日程的にできるかできないかはわかりませんが、9月の上峰広報には、そういう事態が発生したということは載せられなかったんでしょうか、日程的に非常に難しかったんでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

田中議員にお聞きします。要旨の2番、辞任の原因は何かについて、もう入っておりますでしょうか、まだ1番の続きでしょうか。

○3番（田中静雄君）

要は町長さんは副町長さんを任命されたわけですね。任命責任があります。議会は承認をいたしました。承認の責任もございます。そこで、任命責任を果たすための一つとして、9月号の上峰広報にどうして載せられなかったのか、お伺いしております。いいですかね。

（発言する者あり）

済みません、2番に入っているということですか。

○議長（寺崎太彦君）

はい、2項目めに入っていますでしょうかということですか。そしたら、あわせていいでしょうか。まだ1項目めですか。

○3番（田中静雄君）

失礼しました。そしたら、先ほどの質問は取り消させていただきます。

このまま原因がわからないんじゃ困ります。いち早く原因がわかるように、これからも頑張ってもらって、2番の項目に移ってください。どうも失礼しました。

○議長（寺崎太彦君）

そしたら、要旨の2番、辞任の原因は何か。執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

先ほどと重複いたしますが、一身上の都合で辞任したいとのことをございました。プライバシーにかかわることなので、それ以上の質問もしておりません。健康上の理由によりということで、このたび離職することになりましたし、診断書は出ているが、病状等についてはプライバシーにかかわることなので私からはお答えできない。少なくとも本人の承諾がなければ公表できないということで文部科学省と調整をしております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

先ほどはどうも失礼いたしました。

では、繰り返します。町長は任命責任があります。議会はそれを承認した責任があると私は思っております。それで、辞任の原因はわからないということをございます。個人情報保護法も含めて言えないということだろうと思えますけれども、今までの経過というのは、上峰町に任命された以上は、上峰町にお知らせをする義務があると思えますけれども、いかがでしょうか。9月の広報には載っておりませんでした。いつごろ載せられるのか、お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

もちろん、松井前副町長につきましても公人をございましたので、そのような説明責任を負うということではございますが、何よりも健康上の理由で入院（135、136ページで訂正）期間がまだしっかりと期限が区切られていない以上、健康上の理由、健康を最大限配慮する必要があるということがあり、また、さまざまなメディアで、特に夕刊紙等を中心に、影響、アナウンスメント効果で精神的に参っているというような状況も聞いているところでございます。

以上に鑑み、辞任後の退任の挨拶につきましても、本人の病状が回復してから、また広報紙等での御案内につきましても回復してからということで考えるのが、本人に一番誠意になる態度ではなかろうかという一方で、私自身の所信、所見につきましても、各地域で各地区の集会を開催していきながら、皆様の御心配にお応えしていくと同時に、上峰町の将来ビジョンも話せる町政報告の場をしていきたいというふうに区長さんを中心に御案内をしているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

各地域、住民の方々には説明をする機会を設けたいということであります。それは出前町長のことを言われているんだろうかなというふうに勝手に自分で判断しておりますけれども、別途また副町長の件に対して説明する機会を設けられるのか、それとも、上峰広報に紙面で載せるだけで、これで義務を果たすというお考えなのか、お伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

済みません、私の言葉足らずで正確に伝わっていないようでしたが、紙面につきましては、病状回復を見ながら、また、退任の御挨拶についても、病状回復を見た後に掲載、記載していこうという心づもりでございます。

一方で、町民の皆様の御心配にお応えする趣旨で、また、かつ現在取り組んでいる町政報告の場を開かせていただきたいと。先般の9月の区長会にても、それ以前からも希望していただける地区について始めていくということで申し上げてまいりましたので、その方向性で進めていきたいと考えているところでございます。

○3番（田中静雄君）

区長会とかいろんな方法で住民の方々にもお知らせをするということでございます。これは延び延びにならないようにひとつお願いしたいと思います。こういうことは、つい延び延びになっていくんです。

例えば、6月28日に出張して、数日たって帰ってこないということが発生して、8月9日に全員協議会で町長さんから説明がありました。その間にも説明する機会があったと思います。そこで、日程上の都合がつかなくて若干延びた経緯があると私は自分で思っていますけれども、延び延びにならないように、冷めないうちにひとつ説明責任を果たしてもらいたいと思います。この辺はよろしく願いいたします。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

要旨の3番、後任の副町長の考えはにつきまして答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

先ほど大川議員の御質疑と重なるところがありますが、御容赦願いたいと思います。

新たな副町長につきまして、副町長辞職に伴う後任人事については、地方創生事業を今後とも継続して進めていくために配置が必要との観点から、現在、町として検討をしております。熟慮しております。

また、今後の国からの支援人材の活用については、別途、国と相談を継続中でございます。

国からも「上峰町の要望も踏まえながら検討したい」と言っているというところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

これから鋭意検討していくと、副町長については、どうしたらいいかということを検討しているということでございますけれども、数年前から副町長がよくかわられました。理由は何であれ、非常に上峰町にとってはマイナスイメージが強いです。

例えば、文部科学省から、東京のほうから誰か呼んでくるとか、そういうことになった場合でも、ああ、上峰町はこういうことで何か大変なことが起きたからねと、いろんうわさをされると思います。実際来る人の身になったら、これからの副町長を誰にするのか、今非常に難しい面があると思いますけれども、大体いつごろをめどに次の副町長を決められるお考えなのか、お尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

できるだけ早い時期に、それ以上でも以下でもございません。できるだけ早い時期に配置をしていきたいと考えております。

○3番（田中静雄君）

できるだけ早い時期にということは全てを網羅しておるわけですね。できたら、12月定例会前ぐらいまでにはちゃんと決めてもらって、これから副町長にどんどん仕事をしてもらわにゃいかんし、余り無理なことは言えませんが、活躍をしてもらわにゃいけない。そのためには、今言われておりましたけれども、できるだけ早くの中に、腹案として12月定例会までには決めてもらいたいと思います。私の希望でございます。これでこの項目についての質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。14時40分まで休憩いたします。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

質問事項3番、庁舎内の案内人人員配置について（防犯含む）、要旨1、案内の人員配置をした経緯はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

案内人の配置について（防犯含む）ということで、案内の人員配置をした経緯について、こちらのほうから申し述べさせていただきたいと思います。

平成26年3月27日の起案によりまして、行政に対する暴力行為と、また、威圧的現状であつたり、不当要求をされる方が散見されたということの経緯がございまして、近隣のみやき町同様に警察OBの配置を行わせていただいているところでございます。

当時、私の記憶をたどりますと、そうした住民の方がいらっしやいまして、なかなか長時間にわたっての対応が必要であり、業務に遅滞を招き、ひいては住民の皆様方のサービスの低下につながったというようなことが一度ではなく、何度も起こりました。こうした経緯に鑑みまして人員の配置をしたところでございます。

現在のところは、そうした不当な要求であつたり、暴力的行為であつたり、威圧的言動を振りかざす人が少なくなったところで当時確認をしておりましたので、現在もそのような状況にあるかと思っておりますが、また、先日の投書で、最近では非常に疾患といえますか、精神的なものを抱えながら、また、いろんな病をお持ちの方が世の中いらっしやるといことで、その文書によりまして、「さすまたをちゃんと用意して、そういう対策を打ちなさい」というような投書もございました。そういう意味では、警察OBの配置に加えての要求を住民の皆様方から求められているというような状況でございますので、これは今後の配置につきましては、後のほうで答えさせていただきたいと思いますが、経緯につきまして、以上のように申し述べさせていただきたいと思います。

○3番（田中静雄君）

人員配置については、今先ほど町長から答弁がございましたけれども、1つ確認のためにお伺いをいたします。

案内と防犯というか、警備員といいますか、2つに分かれていると思えますけれども、案内のほうは所属は住民課でよろしいのでしょうか。それと防犯のほうは所属は総務課でよろしいのでしょうか。そういう感覚を私は持っておりますけれども、間違いございませんか、お伺いをいたします。

○総務課長（江崎文男君）

議員おっしゃるとおりでございます。

○3番（田中静雄君）

案内のほうは。

○住民課長（福島敬彦君）

総合案内のほうは住民課所管でございます。間違いございません。

○3番（田中静雄君）

では、防犯のほうについて、警備員といいますか、おられますけれども、その方について、今までに防犯の警備員がおって物事を解決された事例はどれくらいあるのでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

私の記憶によりますと、当初、平成26年4月からお一人様の保安員が来られております。そのときに2件ほど、その解決案ですか、それがあったと私としては思っております。

また、今回、改めて28年から別途の保安員が来られて、つい最近においてクレーム等の諸事案が発生しております。これにつきましては、最終的な解決策にはまだっていないと思うんですけども、解決といいますと、前任者のほうで2件ほど、そういうふうな事案に対して保安員が対応されたという記憶がございます。

○3番（田中静雄君）

今、町長さんのほうからみやき町でもやられている、保安員が配置されているということでございますけれども、私個人の考えでは、県庁とか大きなところだったら必要だと思いますけれども、この上峰町の小さな町の役所で本当に必要なんだろうかと、私は非常に疑問を持っています。

防犯のことに關しても、以前にいろんなトラブルがあったということは聞いておりましたけれども、そんなにちょいちょいあるもんじゃないと思う。そのために1名配置されておるということで、必要なんだろうかということを私は非常に思っております。

上峰町民からのいろんな意見を聞いてみますと、あんなもの必要ないという声はかなりあります。例えば、案内人にしても、ちゃんと床面には行き先を書いてあるじゃないですか。それで十分じゃないですかということ。それと、いろんなトラブルがあったときでも警察で対応できないものかどうか、お伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

先ほどはクレーム処理と、また行政に対する不当要求、威圧行為、行政に対する暴力的発言、こうしたものの対応のみに従事されている趣旨で、質問がそのような趣旨だったと思いますのでお答え申し上げましたが、現在、交通安全についてもこの方については従事いただいております。佐賀県は交通事故ワーストワンを脱却するために各市町、首長と県が連携しながら取り組んでいくべしというような方向性でございまして、鳥栖署につきましても、上峰のほうまで署長が何度もお見えになられて、交通指導について、特に小学生以下の若年者についての交通指導について熱心に取り組んでいただきたいということで、現在、その警察OBの方にも従事いただいて、今後は講演等、講話等もお願いできればというふうな考え方を持っているのがまず1つ。

そしてもう1つは、暴力団組織等の排除条例というものを構えまして、鳥栖警察署と我がほうも条例を構築しておりますけれども、暴力団員の情報についても共有しているところがございます。近年、上峰町にも暴力団組織の幹部の方もいらっしゃる旨の話を聞きました。こうしたことも含めて、万が一に備えた対策、備えあれば憂いなしという言葉もございまして、私どもとしましては、警察OBの配置によって、このクレーマー、クレーム処理

だけでなく、いろんな面で未然防止につながっているのではないかというような考えを持っておりますので、ぜひ住民の皆様方にもそのように御理解いただけるよう、議員からもお伝えいただければと思っておりますのでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

先ほどの町長の答弁の中でも、住民の方々にも御理解をお願いしたいという要望みたいなことがありましたけれども、防犯のことについては、何かあったときには警察で対応してもらって十分だと私、個人的にはそう思っています。

案内につきましても、住民課ということなんですけれども、即、正面から真っすぐ行ったら住民課なんですね。そこで尋ねたら、丁寧に教えてくんさっです。今、案内人が本当に必要なんだろうかと自分は思いますけれども、住民課長さんいかがでしょうか、必要ですか。

○住民課長（福島敬彦君）

現在、議員御承知のとおり、先ほど来申されておりますとおり、玄関を入りまして、正面の左側には防犯の係の拠点と、そして右側のほうに総合案内という形で人員の配置ということで、正面玄関を入れて双方に配置をしているところでございます。

必要であるかどうかということでございますが、現在、私、住民課長として、真っすぐ正面を向いております。議員おっしゃるとおり、お客様によりましてなんですが、やはり真っすぐ来られる方、またはお客様は、お仕事関係のお客様と、住民、異動等のお客様等々いろいろございます。そういった中で、特に転入時とか、そういったときに場所もわからないということで、まずやっぱり総合案内としてきちんと表札を上げておりますので、そちらでお伺いをされるというお客様も結構それは見受けられます。上峰町の場合、総合窓口ではございません。ワンストップで動くわけじゃございませんので、そこそこでやはり案内を求めたりという場面もございます。

そういった面を考えますと——それともう1つでございますけれども、総合案内、ずっと座っているわけではございませんで、やはりお客様の中には障害者の方であるとか、弱者の方であるとか、そういったお客様もいらっしゃいます。そういった方たちの介助、または援助、その方たちへの援助等を含めまして、その関係する窓口まで援助をしながら連れていくというようなこと、そういった場面も拝見をするところでございます。

そういった形をすれば、先ほど来、住民課、職員、住民記録係のほうで所管をしておりますけど、職員数も少のうございまして全部に対応がなかなかできない面がございます。そういった補助面を考えますと、私、住民課長といたしまして、今の配置においてはミーティングをしながら、次はどういうふうにやっていきたいと思いますという形をとっているところでございますので、今の配置でもっと充実ができればというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

正面玄関の入り口に、そのようにして案内される方がおられる。おられるから来庁者の方は聞くんですよ。いなかったら、真っすぐ住民課に行くんですよ。本当に必要なのかなと自分で思います。

先ほど町長のほうからも経緯と、今後も続けていくような、要旨2番目のほうにもちょっと入りましたけれども、ありましたけれども、このことについては質問を終わりますが、あと要旨2番、3番については、重複して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

2番、3番をまとめてということですか。

○3番（田中静雄君）

はい、2番、3番をまとめて進めてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、要旨2番目、案内人は今後も配置していくのか、それと3番の案内人の指導はしているかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

この点につきましては、先ほど私が言及申し上げましたのは、防犯対策として、警察OBの配置につきましては、先ほど申し上げた暴力団関係の対応、また、防犯、交通教室の対応、あるいは行政に暴力、威圧的の不当要求への対応ということで、その件数が減っているという事実、また、この人員配置をした上でも件数がまだちらほら散見できるということである以上は配置をしたいということで考えてございます。

また、案内人につきましては、住民課のほうで所掌されておりました、先ほど課長答弁ございましたように、いろいろこの中で協議をしながら、配置についてお願いしたいということでしたが、これは住民課のほうで答弁をお願いしたいと思います。3番についても同様でございます。

以上です。

○住民課長（福島敬彦君）

田中議員の3番目を私、お答えしたいと思います。指導についてということで御質問が上っております。

現在、係、現場職員というのは、当然、住民記録係、または私、住民課長が、当日の朝には行事——行事といいますのは、当然にして町内行事について、または会議等のスケジュールの確認等を毎日行っているところでございます。案内等につき支障なきようミーティングを朝行っております。また、総合案内係としての業務の確認ということをやっております。

日々の現状を見ますと、来庁のお客様は、まず挨拶を受けまして、目的の確認、カウンターを聞かれているという現状が私からは見受けられます。当庁は、現在の機構上、先ほど申しましたとおり、総合窓口制度ではございません。高齢者のお客様、または転入等のお客様におきましては、必ず係の場所を聞かれている現状というのはいかがでしょうか。とにかく初めて役場に来られた方については特にでございます。

さらには、先ほど申しましたとおり、障害をお持ちのお客様については、車椅子等での係の場所までの随行とか案内を行っており、好評いただいていることと思っております。

また、会社とか自衛隊等々の異動、住民の異動による転入時等には、住民記録係、その他の係につきましても、届書記載などにおきましても、煩雑な状況になることもしばしばでございますが、その折、お客様の誘導、記載の方法も、私ども勉強会、ミーティング等をしたときに、総合案内の係の者も記載の指導補助まで行っていただくようお願いをしているところでございます。気持ちよく届けをされておられるというのを感じておるところでございます。

このようなことを踏まえまして、日々の業務内容を把握し、案内に対しての改善点、また、お客様の要望の情報の収集の場、そして、より親しまれて信頼がある総合案内というふうに主管課としては目指したいというふうに考えております。

次に、総務課主管にはなりますけれども、1階ホール側に防犯係の拠点というふうに置かれております。防犯係につきましても、当然、庁舎内の防犯はもとより、業務とは一切かわりない電話等のクレーム対応等をお願いしているところでございます。これは当然にして住民課、または税務課、ほかの主管課についても、全部に対応をお願いしているところでございまして、そういったクレーム対応につきましても内容不明のままの長時間にわたる対応を余儀なくされ、公務に支障が出る場合も多々あることがあります。これは住民課に限ることではございませんが、そのときの対応方法の共有化につきましても、実際の対応についてお願いしているところでございます。

さらには、総務課とか、また住民課、重要所管課のところに防犯の日誌等を全部回しまして、きょうはこういうクレームが実際入っております、ほかの課にもそういったクレーム対応が回る可能性がございますというような情報の交換の場として、記録をとって、それを決裁によって周知をしているという状況でございます。こういったことを踏まえまして、今後より一層住民の皆様の役に立つ総合案内、または防犯の係ということでつくっていったらというふうに、所管課長としてはそのように考えております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

先ほど住民課の課長さんのほうから詳しく案内人の対応の仕方、いろんな情報提供を合せて指導といいますか、そういうことをやられているということは、これはありがたい話

でございます。ところが、現在実際どうでしょうか。私はある町民から伺いました。実際、私が見たわけでも何でもありません。季節柄、今涼しくなったからこれからないと思いますけれども、「来庁者の前であくびをする」「口をぽかんとあけて寝ている」、実にみっともない話でございます。「そんな調子だったら要らない」と、そういう町民からの意見がございます。実際そういうことがあったということを知っていますか。防犯、それと案内、双方の課長さんのほうから答弁をお願いいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

田中議員の先ほどの御質問でございます。

住民課所管といたしましては、そういった事実ということを私自身が確認もしておりませんし、住民の方からそういったお声等も私の耳には入っていないところでございます。

○総務課長（江崎文男君）

保安員につきましても、先ほどの住民課長同様、総務課のほうにはそういうふうな苦情、連絡等は今のところ入っていないのが事実でございます。

○3番（田中静雄君）

先ほどお二人の方から御答弁をいただきましたけれども、どちらかです。どちらかのお方、名前はどっちとも言いませんけれども、非常にみっともないというお話でございました。

私も平成26年の4月からこういう配置をされているということで、それなりの効果はあったと思いますけれども、その配置をしたときの経緯、それも十分わかります。しかし、それから、数年たって、現在も本当に必要なんだろうか。一遍見直しをする時期が来ているのではないだろうかということで、この質問をいたしました。どうか先ほども言いましたように、みっともない態度、そういうことは絶対やめてもらいたいと思います。その辺も労務管理をする上で――課長さんは労務管理されていると思いますので、仕事の一つです。労務管理、注意することも仕事の一つなので、これからもそういうことがないように十分気を配って、厳しい注意をお願いして、この質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はよろしいですか。（「答弁なかったらいいですよ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの田中議員さんの保安員等についての住民からの指摘、まことに遺憾だと思っております。今後、このようなことがないよう保安員、または案内人につきましては、職員同様の考え方に戻すということで、指示、注意をいたしますので、今後ともよろしくお願いいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○住民課長（福島敬彦君）

住民課のほうからも議員のほうへお約束でございます。

はっきり言って私の目の前にお二人はいらっしゃいます。私の目が一番本来行き届かなく

てはいけないという立場にあると思いますので、今後より一層、そういった目を光らせながら、当然臨時的任用職員であろうが、公務をやっている人間でございます。職員でございますので、そういった注意喚起、または指導等に今後もしっかりと目を配っていきたいというふうに考えます。

よろしく願いいたします。（「頑張ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

以上で3番議員の一般質問が終わりました。

引き続き一般質問を行います。

通告順のとおり、5番漆原悦子君よりお願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。5番漆原悦子です。議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

1件目は、副町長辞任についてです。

国の地方創生人材支援制度を活用、縁あって我が上峰町に4月より出向され、副町長として任に当たられていたわけですが、6月28日、文科省に出張されたまま本人直筆での辞職願が8月8日に届き、8月9日付で辞任されました。副町長辞任については、余りにも突然のことで、町民への説明も必要と思います。いずれわかることとは思いますが、原因はどこにあったのか、また、真相究明はどうなっているのか、お答えいただければと思います。3番議員、8番議員と重なりますが、重ねてお願いいたします。

2件目は、環境整備についてです。

空き家、高齢者住宅及び町道沿いの繁茂など、町環境整備基準があれば聞かせていただきたいと思います。

3件目は、子育て支援についてです。

要旨1、育児サークル、おもちゃ広場の現状については、生後6カ月から就園前の子供さんを対象に、老人福祉センターおたっしや館で、現在、育児サークル、子育てランドが毎週木曜日午前中に実施されていますが、社会福祉協議会事業であるおもちゃ広場も月2回実施されています。参加人数など、現状はどのようになっていますでしょうか。

要旨2、平成29年度の新入学時、入学前健康診断が10月から11月中に実施されますが、診断内容など、現状と課題をどのように捉えてあるのか、お尋ねしたいと思っております。

要旨3、共稼ぎ家庭やひとり親家庭が増加しています。放課後児童クラブの今後はどういうことで、子供たちの生活の場として地域格差もあろうかと思いますが、環境整備など、今後の方向性をお聞かせください。

要旨4、ファミリーサポート事業の取り組みの考えについては、平成17年度から次世代育成支援対策交付金事業としてしばらく同じことが取り組まれていたと記憶しております。現

在は保育緊急確保事業で実施されていると思いますが、核家族化も進み、手助けを必要としている子育て世代が増加していますので、改めて取り組みが必要だと思いますので、町としての考えをお聞かせください。

以上、答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、まず最初に、質問事項の1番目として、副町長辞任について、原因はどこにあったのか、また、真相究明はどうなっているのかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8月9日に松井前副町長から辞任願が提出されてこれを受理いたしました。なぜやめたのか、辞任の原因は何かと先ほどから御質疑がっておりますけれども、一身上の都合で辞任したいという文面でございました。プライバシーにかかわることなので、それ以上の質問もその時点でしておりません。健康上の理由によりこのたび辞職することになったということで、これまで報道等の前でも申し上げてまいりました。診断書は出ているが、病状等についてはプライバシーにかかわることなので、私からはお答えできませんし、少なくとも本人の承諾がなければ公表できないということですが、先ほど来、議会のほうとの議員とのやりとりの中でもありました、泣かれていたということであったり、あるいは私がいろいろ思うところで、るるしゃべったこともございます。これらが原因として当たるかどうかにつきましてはわかりませんが、今のところはそのような内容でございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

何度も重ねてお尋ねをして申しわけなかったんですが、実は6月28日に出張されて、29日まで文科省に行かれて30日にお帰りになるということで2日間の延長を文科省から連絡が来ましたということでした。体調不良のため2日間延長ということでお聞きをしておりましたが、最初にわかったのは、私は5月の……（発言する者あり）うん、2日間延長ですから、7月1日までですね、はいそうです。5月16日に実は女性だけで第1回副町長を囲む会という交流会をやっております。地域の代表といたらあれなんです、農業関係とか教育委員さん、PTAの関係者、そういう方たちと一緒に14名で、町の地域活動推進についてということで、女性ならではの本音でぶっちゃけたお茶飲み話をしたところなんです。その時点で次回を7月11日にしましょうねということで約束をしていたわけです。ただし、副町長さん、なかなか忙しいでしょう、だから、もし変更になったときはすぐ連絡をいたしますねということでこの会を閉じていたわけです。1回目は教育と農業ということでお話をしながら、雑談を交えながらやったわけですが、2回目は福祉関係のお話も交えながらやってみましょうかと、じゃ、参加される方は同じ人でなくてもいいでしょうと、よくわかる方と本当に今の町の現状をわかっていただきましょうということで話し合いをやっておりまして、正直

言って本当に楽しみにしていたんです。

ところが、東京に出張に行ったまま戻ってこられないということを7月5日に連絡いただいて心配していたところなんですけれども、そういう中で7月11日の全協のときに、皆さん御存じですかということで、議員さん全員がこの件を知ったというのが現状です。そこで、テレビや新聞に公表されて全国的に上峰町というところが知られ渡って、ある意味では松井副町長さん、本当にかわいそうだなと。何も理由がわからないまま、皆さん言いたい放題言ったり書いたりしますから、ええっというふうな感じでいたんですけれども、そういう中で1つだけ教えてください。その後、7月25日に町長さん、東京に出張されていると思うんですけれども、そのときに文科省に行かれたということでしたけれども、普通の会社だったら、職員とか部下が来ないと、連絡とれないとなったら、本人、もしくは直属の一緒に課の人、どなたかが現場に、家まで聞きにいったりいろんなことをされますよね。ところが、今回、6月28日に出張されて体調不良ということがわかったからかもしれませんけれども、町長さんが東京に出向いて確認をされたのが7月25日ですよ。その間なぜ行けなかったのか、私、女性としてすごく気になるんですが、何でだったか、教えていただけますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

かいつまんでお聞きされているので、事実関係が伝わっていないなと思いましたが、時系列順にお伝えしている中で、7月25日の東京上京、これは、ほかの公務の都合によって上った際に文科省と前副町長と内閣府に行ったということを申し述べましたが、6月30日、これは自衛隊の、これも公務によって上京しましたが、その際も訪れております。よって、6月30日の部分についても御理解いただき、その間は電話で、ヒアリングと新聞には書かれておりましたけれども、御本人が辞任に伴い、給与の分についての返還について、手続、どうしたらよいかということのやりとりをしてきたということでございます。

それと、前段ちょっと戻りますけれども、御質疑の中でございました……。先ほどもう1つお尋ねになりましたですよ、済みません、ちょっと忘れまして。（発言する者あり）ああ、いいですか。済みません、わかりました。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

では、6月30日に行かれたというのはちょっと初耳でしたので、済みません。私は7月25日まで公務が忙しいとはいえ何で上京されなかったのか、ちょっと気になっておりましたので御質問させていただきました。

もう1件、先ほどの3番議員の質問のときに、松井副町長が出張をされる時、いつお会いになりましたかと、出張されるということをいつお聞きになりましたかということをお聞きされたときに、6月28日ですとお答えになりましたけれども、8月9日の全員協議会のとき

には、たしか前日に聞いたというふうなことをお聞きしたという記憶があるんです。きょうちょっとその資料を持ってきていませんが、その時点では、総務課長の江崎課長さんと一緒に、いつお聞きになりましたかってお二人に質問が出たと思うんですが、6月28日、出張される朝にお会いになったんでしょうか、確認です。

○町長（武廣勇平君）

済みません、私が iPhone を壊しまして、8月の頭に買いかえております。スケジュールがちょっと今6月のところが見えませんが、月曜日の課長会議があったことを記憶しています。その後、その日のうちにですね、次の日でしたかね、（発言する者あり）27日の月曜日にお会いし、そこで出張のペーパーをお持ちでしたので、これに基づき出張しますということでございました。賃金についてはちゃんと請求するように旨伝えまして、その後は出張が28日になるんですかね、（発言する者あり）27日の午後から出て、28日、29日ということで出張されているそうでございます。済みません、ちょっと日付が適当な発言をして大変申しわけございませんが、それが事実でございます。

○5番（漆原悦子君）

では、6月27日の午後から出張をされて、28日、29日ということですね。2日間延長で6月30日、7月1日までということで、7月2日、3日が土、日ですので、7月4日から登庁をされていないというのが実情ですね、はい、わかりました。

では、今、町長さんのほうから、ちゃんと出張旅費とかいろいろきちんとしておくよということ声をかけましたということをお聞きしておりましたけれども、もう1つ確認をさせていただきます。

8月9日の議会議員の全員協議会があったときに、出張依頼書は来ておりませんということで回答されたと思います。特別職なので、出勤簿も年休もないし、一応報告だけでいいんでしょうかということの確認があったと思いますが、そのときに、米本前副町長さんのときもそうだったと思いますけれどもということで、確認をしておきますと言われたまま何の報告もあっていないと思いますので、出張の際、特別職の人は、前日であろうが何であろうが、今から行きますということで、それでいいのかどうか。米本前副町長さんのときもそうであったのかを教えてください。

○町長（武廣勇平君）

漆原議員の御質疑の前に、先ほど私がすっかり忘れておった答弁をちょっとさせていただきたいと思いますが、まさに今、女性の会、副町長と語る会、これ、女性リーダーの方々から求められて、松井さんにこれを私も強要をしてしまったというのをちょっと反省したところもございました。これがまさか原因ではなかろうかと思っていましたが、でも、先ほど言われましたように、お元気な様子だったと思いますし、次回の約束もされたということで、少なくとも5月16日の時点ではとても体調不良のようなことは見えなかったということでも

ございますし、私が見る限り、動画の撮影をされました。上峰町のふるさとチョイスTVという動画の撮影に、これも無理に出演していただきましたけれども、この時点でも元気でありになりましたので、私からすれば、この後に体調を崩された、健康上の理由が訪れたんじゃないかというところは漆原議員と同じ考え方でございます。

また、米本前副町長のときに許可が出ていたかいなかったか、また、特別職は許可なく紙一枚で出張ができるかどうかにつきましては、総務課長のほうから答弁申し上げます。

○総務課長（江崎文男君）

米本前副町長の出張の件なんですけれども、米本前副町長につきましては東京出張が4件ほどございます。その中で、国のほうからの要請文があるのが、そのうちメールでの1件だけでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

前副町長の米本さんのときからそういうふうな出張の依頼というか、講師の依頼とかいろんなことでは来ていないということですね。4回のうちに1回しかそういう要請文が来ていないということは、基本的に、じゃ、前日であれ、町長さんなり総務課に報告すれば行けたということですね。

では今後、まだこの後、地域創生事業を推し進める上で、今現在、国と調整しておりますよということで、新しい人を必要と思っていますということで回答されていますが、その方もそういうふうに基本的にはなると思うんですよね。ところが、私たちは、町の税金で特別職ですからお給料を払っているわけですよね。そういう中で、急ぎとかだったら仕方ないと思うんですが、前日に言われてぼっぼと動けるということは、町の用事があつたりなんかするときもあるじゃないですか。それでも動けるといいますか。文科省というか、国から来ているから国が優先ということでしょうか、出向になってくるので。それとも、うちから報酬が出ているのでうちが優先になるのか、その辺を聞かせてください。

○町長（武廣勇平君）

特別職公務員の適宜の判断になると思います。そのときに必要と私が判断すれば私自身が判断することになると思いますし、それが事務的には大変迷惑をかけることも割り引いて見てもそこに向かうべきだと判断があれば、その判断に基づき出張は可能だと思いますが、そうやって大義もないのに公共性もなく急遽の出張を繰り返すということは控えるべきだというふうには思います。副町長も同様に特別職公務員であり、いろんな方からの要望を受けたり、その時々によって必要な優先事項も変わると思いますし、議会から常々申しただいておりますように、スピード感を重視しなさいというお声があるときもあれば慎重に事を進めなさいと言われるときもございますので、そのときのケース・バイ・ケースで判断されるべきものだというふうに思います。

○5番（漆原悦子君）

細かく聞いていって申しわけないんですが、では、6月27日の午後から出張をされたということですが、診断書は6月29日付になっていますよね。行かれる前の日はお元気だったと、28日、29日ですよ、中1日半ですよ。29日の夜になられたのかどうかはわかりませんが、普通の常識から考えて、ストレスを物すごく抱えていて大変だったかもしれませんが、倒れたりなんかというんだったら基本的にわかるんですけど、内容がわからないので何とも言えないんですけども、普通多分、町民の人から見ても、出張してすぐに診断書が出て、ずっと来ないで、全く出張に行ったっきり連絡がとれないということに、やっぱり不思議だなと思われているんじゃないのかなと思います。やっぱり仕事をしている以上、報告義務はあると思いますので、体調不良であれば、体調が悪いので休ませていただきとか、そういう連絡は本人が基本的にすべきだと思うんですけども、行くときにすごく元気であって、その2日ぐらいでもう連絡もできない、連絡とることもできないということがあること自体ちょっとわからないわけなんです。多分、町長さんもお困りだろうとは思いますが、その辺で、この合い中がちょっと時間的に間があいて体調がちょっとすぐれなくて診断書が出たというんだったらまだわかるんですが、1日半ぐらいで出ているので、その辺はどうお考えですか。

先ほどはストレスとか、8番議員の回答のときに、国と地方の仕事で相違も負担だったのではとか、自分の仕事が思うようにいかなかったこととかもあったのではないかと。あくまで臆測ですけど、ストレスというのは何とも言えませんし、鬱も、自分がそう思い込んだらどうしようもないことですから、わかってもらえない分というのはたくさんあるとは思いますが、その辺で、確かに健康を一日も早く取り戻していただきたいとは思っていますが、ずっとこのまま、今、家族の方とも連絡がとれませんということですよ。もう辞任されたので、いろいろ言うこともできませんけれども、また今度お見えになって、前回は2年で、1年でお帰りになって、今度は女性だったからということかもしれませんけれども、デリケートでという部分もあったかもしれませんが、今度は3カ月。では、またお見えになって大丈夫かという、今度は不安なんかも出てくるんじゃないのかなと思いますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

先ほどから、出張される前はすごく元気だったというふうに漆原議員おっしゃいましたが、そういったことは誰も今までそういう議論はございませんで、普通の様子に見えたということとを私が申し上げただけです。それがすごく元気だったというふうに捉えられれば、また違う話にもなっていくと思います。また先ほどから、ストレスだったり鬱だったりというような前提でお話をされておられますが、基本的に健康上の理由ということしか文科省としては発表されておられませんので、その点は気をつけていただきたいと思っておりますし、地公体であ

り、ここにもマスコミさんもいらっしゃっております。日刊ゲンダイの記事で大きくネット上で松井氏も心を痛めているものと思います。私どもは健康上の理由である以上は、彼女の健康の回復を一刻も早く見守るという視点でいたいということを前提に答弁を申し上げさせていただきたいと思いますが、先ほど来言われておりますように、日程については、女性の会のときも漆原議員の所見ではお元気そうに見えたということで、動画撮影のときもそのように見えたということを一方で言いながら、先ほど大川議員の質疑の中では、6月議会後、泣いておられたということもあり、また、自動車教習所に行かれたり、通常、異常な状況で過労ぎみであったんじゃないだろうかとか、いろんな話があると思います。ストレスが蓄積されていたということの中で、仕事の中でもいろんなやりとりがあり、行き違いがあったということがあり得るかもしれません。だから、そういった意味で、たればの話でここで申し上げて真相究明はという議題でございますが、それは松井氏本人が知ることでありまして、プライバシーにかかわることであり、健康上の理由でということと診断書が出されている以上は、健康上の理由で辞職することになった旨を私からお伝えすることしかできないと思っております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

健康上の理由による辞職、診断書が出ているということですね。だけど話の中では、体調不良によってということで文科省を通じての連絡が来ましたということもありましたし、その辺で何となくわからない状態で今動いているのが実情じゃないだろうかと思っております。この件を深く詮索するつもりはありませんが、皆さんがすごく気にいらっしゃると思うので、詮索する必要は要らないと思いますが、ある程度のことはこうでしたよというふうな格好でわかる、できれば3番議員が言われたように、一日も早くそういう状況になっていただければなとは思っております。

それと同時に、町長さん、個人情報、個人情報ということで、私が前回の全協のときに、アパートにいらっしゃったんでしょうと言ったから、知らないと多分おっしゃられたと思うんですけども、先ほどマンションにいらっしゃいましたよということでしたけれども、そういうふうにして、今、個人情報があるのでいろんなことは言えませんが、やはりある意味、一緒に、自分の女房役という彼女ですよね。そういう場合、やっぱりコミュニケーションをうまくとられて、何かあったときはすぐ連絡したりとか、多分やっていたとは思いますが、女性であるだけにすごく繊細なところはあるだろうと私は思っているんですよ。普通何とも思わないことでもすごく気にしたりする部分もあろうかと思えます。だから、やはり上に立つ方って本当に大変だろうなとは思いますが、人の心は読めませんので、そういう面で、また新しい人を熟慮しながら必要と思っているので、国と調整したいということですので、その辺も踏まえながら指導をしていただければなという

お願いをして、この件は終わりたいと思います。よろしく願いしておきます。

○町長（武廣勇平君）

住所、個人情報につきましては、例えば職員の面接の際でも、どちらの出身かを聞いては
いけませんというふうになつていようでございます。そうした意味で、住居、どこにお
住まいか、その出自、あるいは親族はどなたかということのを排除した上で職員採用をしてい
るがゆえに、頭の中にそういう思いがございましたが、一方で、今、漆原議員おっしゃいま
した、副町長という職責で公の立場でございますので、危機管理上必要な住まい等ぐら
いは把握しておく必要があるというふうになつて改めて感じたところでございますが、先
ほどの個人情報の点で大丈夫かどうかは慎重に調べた上で対応していきたいと思つてお
ります。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

環境整備について。空き家、高齢者宅及び町道沿いの繁茂など、町環境整備基準はにつ
いて執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

それでは、漆原議員の御質問でございます。

質問事項の2、環境整備について。要旨でございます。空き家、高齢住宅及び町道沿
いの繁茂など、町環境整備基準はという御質問でございます。

まず、住民課サイドのことからお話をさせていただきます。

住民課のほうで環境係を所管しております。環境係の中で、もう御存じのとおりでござ
いいますが、空き家対策等を担当しているところでございまして、議員おっしゃる御質
問の中にも、要するに高齢者宅及び空き家の繁茂についても含まれるものと解しまし
てお答えをいたします。

上峰町条例で空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例というのを整備している
ところでございますが、その中で、第8条の中に環境美化の保持という条文の第2項に、
「土地及び建物の所有者及び管理者は、当該建物及び周囲を常に清潔に保ち、環境美
化に努めなければならない。」という条文がございます。町といたしましては、所有
者及び管理者に対しまして、地区の方が困られておりますので、伐採をしていただ
くように御依頼文を発送しているところでございます。現状での対象の方は、町外遠
方の所有の方も非常に多く、連絡がとれた時点で現地の現状報告をいたしまして、
年間に何回かの維持管理の協力をお願いできないかということで、電話、またはお
手紙を通じて相手方との連絡を切らさないようにしているところでございます。しか
しながら、所有者も高齢の方であったり、若い方であっても遠方でもう家を建て
て実質的な生活をされているというような事態も多いものでございます。事情はさ
まざままでございまして、業者をしていただけませんかというような御質問、なか
な

か役場では特定の業者さんの御指定ができませんので、上峰町では町のシルバー人材センターというところでそういった御相談等も受けられていますということの御紹介などをしているところでございます。

おとし、シルバー人材センターのほうに御依頼をしていただいて、そして、社会福祉協議会のほうにちゃんと御請求していただいているというふうな形をとっているところでございます。

なお、所有者及び管理者が判明しない分の繁茂につきましては、現在なかなか依頼ができない状況ではございますが、特に空き家条例の設置の検討もいたしております。空き家対策特別措置法という法律も施行されております。そういった中で、国の法律、または町の条例等々の整備の中で、今後は納税情報等によって特定して、もっとそういった住民の方たちのお声にお応えできますよう、御依頼をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

住民課のほうでは以上でございます。

○建設課長（白濱博己君）

5番議員の2番目の環境整備の要旨の中で、町道沿いの繁茂ということにつきまして私のほうから説明させていただきたいと思っております。

まず、町道分につきまして申し上げますと、町有地内の道路の維持管理といたしましては、毎年、町道維持の伐採等で業務を業者のほうに発注してございまして、年1回なり2回なりということで伐採をしているところではございますが、それ以外になりますと、建設課のほうで保有しております草刈り機等で、職員が伐採等々につきましては作業をしておるところでございます。

この町道沿いの繁茂ということで、多分、民地のことかなと思っておりますが、町道沿いの民地からはみ出している分の草とか樹木等につきましては町のほうで基本的には切ることができませんので、所有者等を調査して、住民課なり直接相談して伐採をお願いするというふうなスタンスをとっておるところでございます。

いずれにいたしましても、区長さんとか地元のほうから民地を切ってくれということで要望はございますが、建設課としては直接切るということにはございません。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

お二人、ありがとうございました。一応、基本的な回答をいただきましたけれども、私がちょっとお聞きしたかったのは、高齢者だけでお住まいの御自宅に、ツタとかそういうのがずっと屋根まで壁を伝ってはい上がりますよね。そういうのが以前は町で処理をしていただいていたと。ところが、最近は何でやっていただけてませんかというお話が来たわけなんです。確認をしてもらえませんかということ、一応シルバー人材の件はお話はした

んですが、ずっと今までやっていただいているのに何でこのごろはやってくれないのというふうな感じでしたので、お隣から入ってきたりとかいうのもあろうかと思えます。特にツタとかクズ、ああいうものは、壁をはっていくと、土が栄養素ですから、壁に張りついていくと壁までだめにしてしまいますよね。屋根の雨どいとか軒とか、あの辺、ケラバというんですかね、中に入っていってしまうので、あの辺もだめにしたりしますよね。高齢なので、その辺、年金も少ないのでということで、以前はしていたのに、今は少しずつよくなってきているのに何だろうというふうな言い方で言われましたので、今から高齢者もどんどんふえてくるので、もしそういう町の基準があればそれなりにきちんと広報をしないと、おかしいな、おかしいなって、何で今になってというのが出てくるのではないかと思います。ちょっと質問をしたわけです。建設課の町道に関しては、道路を譲渡していただきますよね、譲ってくださいということで。でも、町道になってしまいますが、例えば木があるとしますね。そうすると、それが伐採されないでそのままになっていると。ところが、通っている人たち、住民の方々は、譲渡したとか知りませんので、そこもとの持ち主の方に、あんたんところ、木が茂っとなねと、早く何とかせんねというふうなことを言われるわけですよね。そういうのがやはりあっているみたいなんですよ。その辺をどういうふうな計画で管理をされているのか、建設課にお聞きしたかったんです。住民課に関しては、空き家対策法とかが今ずっとできて国の法律とか町の条例でいろいろずっと変わってきていますけれども、その辺の周知徹底がなされないと同じようなことが結構来るのではないのかなと。ただ、一番ネックになるのは、以前はしてもらっていたよと、だけど、今言っても、前はしてくれていたのに今はやってくれないと言われる、そこですよね。その辺の解決策としてどのようにしていかれるのかなと思いましたので、町の基準、どの辺まではこうですよというのがあるのかなと、私もわかりませんので、その辺があったらばお聞かせ願いたいなと思って質問をしておりますので、その辺、手が回らないからしていないのか、いや、時間がないのか。前やっていたというのが、相当の高齢の方です、80歳はもう完璧に上です、もう90歳近い方ですので、そういう方たちですので、その辺を言っていくのも結構時間がかかろうと思えますので、その辺、町はこういうふうにやっていきますよという方向性を出したほうがいいのではないのかなと思えますので、その辺の検討ということでお答えを願えればと思います。

○建設課長（白濱博己君）

5番議員の先ほどの件で、用地等々での譲渡をした分とか、そういった形だろうと思えますが、今現在、下坊所地区においてそういうケースがございます。土地のほうは購入をもうしておりますが、そのこの工事の関係がちょっとおくれておりまして、樹木が繁茂していることは承知しております。近々に地権者のほうに協議はしておりますが、木はまだ本人さんの持ち物でございますので、伐採していいかということをお尋ねしながら、もしよろしいということであれば、町の所有地でございますので、協議して早急に対応できることにつ

きましては対応したいと考えております。

それから、以前は伐採していたということでおっしゃいますが、私も以前のことはよくわかりません。ただ、基本的に民地の分は切っていただく、お世話とか、例えばシルバー人材とか、以前はそういう職員さんで刈っていたかもわかりません。しかしながら、基本的なことは本人さんにしていただくというスタンスでございますので、その状況を見ながら、区のほうで何とかしていただけないかと区長さんのほうに相談する場合がありますし、どうしてももう困っているという状況の中では、部内のほうで今後検討をさせていただきたいということも含めて努めさせていただきます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

民地の中の草刈りとツタの撤去ということですが、ちょっと私、今やりとりを聞いていてどこの部分かちゃんと確認したくなりましたので、建設課としっかり協議をした上で対応していただくようにしていきたいと思っております。

○住民課長（福島敬彦君）

漆原議員の御質問でございます。当然、今後の対応ということになってまいります。

先ほど来、建設課長も言いましたとおり、従前そういった事例があったというのは、私ももう役場に長いことお世話にはなっておるところではございますけど、ちょっと存じ上げてございません。その中でもちょっと私が気になったのが、やはり今後は当然、空き家の対策法であるとか条例であるとか、そういった中でも、そこに関しても当然、所有者はいらっしゃいます。ですけど、そこは中が空の空き家という形になってまいります。所有者がいらっしゃって、やはりそこというのは地域の支援体制というのが大分出てくるんじゃないかというふうに感じるところがあります。

そのよき例としまして、私、2地区ほどちょっと把握をしているところではございますけど、やはり近隣の地域の方が、区長さんを中心とされながら、そこに本当にやはり御高齢であるので、公役のときにやりましょうとか、そういったことで、後の処理についての処理費、要するに、伐採とかはやりますが、処理費についてはやはり個人の所有物なので、それは個人さんに御通知なりをしていただけないかというような御相談を受けたことはございます。そういったことが今後やはり多くなる可能性というのは十分考えておりますので、そういったところにも対応をしながら住民課としてもやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

今、回答をいただきましたとおり、今から高齢者世帯がふえてきますので、いろんな問題が出てこようかと思っております。住民課が窓口になるなり、どこを窓口にするのか、その辺をきちんとしながら広報紙等で皆さんに情報の伝達をしていただきたいと思います。よろしくお

願いをしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

答弁いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、16時10分まで休憩いたします。

午後 3 時58分 休憩

午後 4 時10分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項の3番目、子育て支援について、要旨の1、育児サークル、おもちゃ広場の現状はにつきまして、執行部より答弁をお願いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。漆原議員の質問事項3、子育て支援について、要旨1、育児サークル、おもちゃ広場の現状はについて答弁をいたします。

現在、当課におきまして、育児サークル子育てランドとして、親同士が子育てに関する情報交換や相互協力を、また、子供にとっては友達づくりなどを行うサークル活動として、おたっしや館を拠点に毎週木曜日午前10時から11時半までの間、開催をしております。

対象といたしましては、就園前の乳幼児であり、手遊び、歌遊び、絵本の読み聞かせ、季節の行事などを催しているところです。運営の主体として、母子保健推進員が中心となっており、子育て経験を生かした助言、行事の組み立てを行っているところです。

母子保健推進員自体の活動内容や存在のPRの場として活用することで、住民に身近な相談者であることを知っていただくことに加え、育児や発育の不安を傾聴し、町保健師につなぐなど、サークル活動の実効性を担っています。

昨年度の利用者といたしましては、延べ712名、本年度直近、これは4月から9月1日までの開催分ベースになりますが、利用者として346人利用されておられます。子育て中の親にとっても有用な情報交換、友達づくりの場として活用がなされていることかと思えます。

一方、おもちゃ広場につきましては、社会福祉法人上峰町社会福祉協議会の独自事業として展開しているため当職として御回答できる立場にございませんが、聞き及ぶところによりますと、てこ入れ策を検討し、利用者増に取り組んでいる旨聞き及んでおります。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

時間が足りないかもしれませんので、簡単明瞭で御回答をお願いいたします。

今、昨年度が712名の利用があったということですが、毎週木曜日に10時から11時半ですから大体毎月4回あっているかと思いますが、先日、広報紙を見ていましたところ、8月の広報紙の行事カレンダーには載っているんですが、9月の行事カレンダーには載っていません。それで、後ろのページの乳児健診とか、そういうところにはちゃんと載っているんですよ。だから、カレンダーに載っていなかったり、後ろはちゃんと載っているんですが、そういうのがありますので、その辺をまず統一されておかないと、見ている人によっては困るのかなと思うのがまず1点。

それと同時に、最近はお隣同士、吉野ヶ里町、それからみやき町で、子育て日本一ではありませんけれども、子供に優しいまちづくりを実践されております。現在、子ども・子育て支援の利用者支援事業というのがあります。そちらの分で、いわゆるボランティアさんとか、子育て育児サークルも母子保健推進員さんがやってくださっているわけなんです。きちんとした人が1名いらっしゃって、例えば、お隣の吉野ヶ里町、きらら館の中にノイエという施設をつくってあります。全体的にきらら館を福祉センターとして利用されておりますので、町民健診、それから子育てのそういうふうな子育て応援の場所として、また、おたっしや館にあるような運動器具を置いて、健康づくりの場として利用をされております。そこの中にも役場職員が配置されていまして、常にいつ行ってもいいような状態になっているわけなんです。先日8月にそちらのほうに研修に行って状況を聞いたところ、今、課長から答弁いただいて、年間712名とおっしゃられました。1カ月で700人突破してあります、800人弱ですね。何と、開催時期というか、場所を開いてあるのが月曜日から金曜日、もちろんみやき町も月曜日から金曜日です。朝10時から4時、吉野ヶ里町は4時、みやき町は4時半までですね。上峰町は週1回ということで、おもちゃ広場を加えればどうにかなるのかなと思うんですが、おもちゃ広場も偶然にも同じ日にちであっておりますので、その辺が変更になればまた違うのかなと思ったりもしているんですが、お隣同士がそういうふうにしてすごく頑張っていらっしゃるのに、我が町も人口増を目指す、子供の住みよいまちづくり、それをやるのであれば、そのくらいの対応をされてもいいのではないかなとも思いまして質問をさせていただきます。

NPOの放課後児童クラブの連絡協議会にお隣は委託をされまして、5月に設立、6月、7月で、もうその土台まで乗せられていまして、地域の人たちがゼロ歳の赤ちゃんから高齢のおじいちゃん、おばあちゃんまでがその場に行っていらっしゃって、お茶を飲んだり、それから、相談事をしたり、それからリサイクル——子供服の交換、不用品の無料で持って行ってくださいというようなことをやられたり、先ほど言われたようなお母さんたちの情報

交換の場をつくってあります。

上峰町として、お隣が両方ともそういうのをいろいろ頑張っているのに、うちはもう旧来ぜんというか、今までどおりでやっておりますが、そういうふうなことにかわっていく計画があるのかどうか、まだまだちょっと無理ですよというのか、その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

先ほど御質問いただいたところではございますけれども、確かに我が町を挟みまして両町、非常に活発に動かれているという認識は私どもも持っております。

従前から私どものほうも担い手のほうで、現在、母子保健推進員のほうが中心になってやっているとところではございますけれども、母子保健推進員が中心で今3名体制でずっとやっているような状況なんですけれども、ここも結構、負荷が多いのではないのかというような議論は課の中で行っているところがございます。できれば私どものほうといたしましても、それを解消する一助の考え方として、地域の方々とか、そういった共助による支援、こういったものがなされればこれにまさることはないだろうなというふうにも考えている次第です。例えば、このサークルを利用された方が将来的に御卒業されて、幾分育児負担軽減がなされたときに、今度は支える側のほうに回っていただくというような、こういった仕組みがあれば、循環的な子育て環境という形への構築というのも今後期待ができるのではないかと、こういったことも推察されております。ただ、こういった仕掛けを行うには、すぐ効果が生じるものではございませんので、中期的なスパンによって構築をされていくべきものだと思います。ですので、そういった仕掛けの内容を検討する、あるいはより利用をやすく、かつ担い手も育成できる、こういった手法に関しては今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

また、常設の件に関しましては、確かにそういう実効性の部分では非常に利用者増というような効果も見込めるだろうというふうには思います。ただ、今のところ、おたっしや館を利用させていただいているということもございますし、行事の内容によりましては、スペースの確保、あるいはおたっしや館における各曜日での行事の日程、こういったもの、あるいは時間帯、こういったものの調整も当然必要になってまいります。また、ほかの町におきましては、運営側にとっても利用者側からもとりやすいような形で、委託とか、そういった形でやっているケースもあるように聞き及んでいるところでございます。

また、育児サークルということで、現状、特化せずに、単に子供の遊ぶスペースとしては、おたっしや館の入り口の付近にもスペースを展開しておられますので、常に常設開放スペースという形ではありますけれども、問題はそこに従事する人間をどう配置するかというような形にもなっていくしますので、今後そういった形で研究課題とさせていただければというふうに思っているところでございます。

また、広報の件に関しては、御指摘いただきましたものもありかと思しますので、私どものほうとしても見やすい紙面づくりのほうに今後またやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

共助支援でできればやっていきたいという回答をいただいておりますが、お隣さんも、吉野ヶ里町さんも、ノイエを実施する前しっかりと話し合いをされて実行に移されたということです。ただし、見習うべきところは、5月末にされて7月にはもう1カ月に800人弱、毎月来られているというところにすごく来やすい場所になっている、そして、お母さんたちが、使った道具も全て参加されている方がお片づけ、指導をしている方とか、そういう方は手を出さないという方針でやられているそうです。お茶や何かも全てボランティアですので、こちらに写真がありますけれども、お茶会をしたりいろいろ、食事をとったり、いろんな場所があるんですが、全て無料。来られる方も、名前も聞かない、どこから来たかも聞かない、コミュニケーションの中でずっと把握をして人数をカウントしているということでした。1カ月に親子では250組は来ていますよということでしたので、それを踏まえると、地域の交流の場として一番いいのではと思いますので、おたっしや館も忙しいでしょうけれども、ホールに入った前は常にあいていますので、おもちゃ広場とかいろんなところで使っておりますので、その辺とうまく合体して、そういうスペースでできるだけみんなの交流の場にしていただけると地域の活性化にもつながるのかと思っておりますので、ぜひ月曜日から金曜日、毎日の開催ということで検討をしていただきたくお願いをして、この件は終わります。

先に進んでください。お願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨2、就学前、健康診断の現状、課題はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

5番漆原議員の質問事項3、子育て支援についての要旨2、就学前健康診断の現状、課題はという御質問にお答えをいたします。

就学時の健康診断は、学校保健安全法第11条により町教育委員会が行います。検査は、就学前の11月に行い、歯科、内科医により学校保健安全法施行令に定められた各項目について診断を行います。健康診断の結果は、就学時健康診断表により整備し、学校長へ送付し、連携を図ります。健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健所は必要な助言を行うとともに就学に関する指導などを行います。健康状態の早期発見、早期対応に努め、学校と連携をとり、保護者との就学相談、子育て支援に努めています。毎年、幼保小連携のもと、就学相談会を5月、7月に開催します。就学時健康診断を11月に実施するとともに、教育支援委員

会を11月に実施します。昨年は107名に御案内し、転出者を除く98名のうち96名が受診をしていただきました。残り2名については個別に受診をしていただいております。

従前は、小学校で行っていましたが、駐車場の確保、学校への負担などを考慮し、現在は町民センターで半日のお時間をとり、行っているところでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

就学前健康診査、1953年からずっとあっているわけですが、健康診断は強制ではありませんので、義務がある一方で、義務がないものでもあるわけですね。そういう中で、毎年ずっとあって、入学してこられるだろうという方を10月1日現在で調べて、多分案内が送られて健診されているかと思いますが、この中で一番ちょっと気になったのが、従来の内科とか歯科とか聴覚とか眼科とか脊椎の検査とか、そういうのはもうずっと今までどおりあっていますよね。ところが、最近は発達障害児もふえてきましたので、先ほど言われたように、指導助言というのがありますが、その辺での取り組みはどのようにされているのかなというのと、役場では健康増進課のほうでゼロ歳児から3歳児までずっと健康診断があっけています。細かく今は、もう2カ月児といっても毎月毎月ずっと毎回あっているわけです。官報のほうにもずっと載っていて大変だなと思って見ているんですけども、そういう中で、その情報が保育園、幼稚園に行って小学校に行くときで途切れているというのが前の課題でした。それが今はきちんとつながっているのか、その辺をちょっとお聞きしたかったんですが、簡単でいいです、時間がありませんので、その辺をお聞かせください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

発達障害の件につきましてですが、幼保小の連携の中で、先ほど申しました、健康診断の前に就学相談を行います。そのときに、幼稚園、また保育園の先生とともに保護者の方と、それから、受診されている医師の診断書をもとに意見収集を行います。そして、11月に行います教育支援相談の中で議題として各お子様の状況について判断をし、保護者の皆様と相談をするところでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

今の回答でいくと、乳幼児健診から小学校就学前の健診までつながってきちんと学校安全法に基づいてその情報は流れていっていると解釈してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

それでは、今一番心配だったのは、発達障害児の中で、最近はどうぞんぞん軽い方、以前はもう、ちょっと変わっているねという感じですね。ところが、乳児健診や小さな健診のときにはわからないんですよ。やはり普通の健康診断は3歳ぐらいで大体終わって、あと就

学前に行くと思うんですけれども、その時点では判断ができないので、どうしても就学時のときにその辺が一番ネックになってくるのかなと。保育園とか幼稚園に行かれています方は先生たちが一番気づくだろうとは思いますが、そこが一番大事なんですけど、いろいろと問題もありますよね。個人情報だの、それとかまだそれには賛否、いろんな意見も、親御さんたちの意見とか世間の意見もありますので大変だろーと思いますが、その辺はちょっとお聞きしたかったんですけれど。そして、それをうまくつないでいかないと、小学校、それから小学校を卒業して中学校とつながっていきませんので、私、前やっているときからその辺がずっと今まで課題になっておりました。その辺をなかなかこういうことを質問する人がいませんので、ちょうど入学前の健診があるので確認をさせていただいたところです。特学等の教室もふえてまいっておりますので、早急に、チェックを早目にして、お母さま方の相談、保護者相談をきちんとし、抵抗ないように、そして、きちんと治療するべきところは治療をして小学校に入学していただきたいと思っております。きちんとなっていれば結構です。この辺がとても心配でしたので、これからもきちんと目配り、気配りしながらよろしく願いをしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はよろしいですか。（「いいです。時間がありませんので」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

放課後児童クラブの今後はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

5番漆原議員の質問事項3、子育て支援についての要旨3、放課後児童クラブの今後はという御質問にお答えをいたします。

上峰町放課後児童健全育成事業は、実施要項により児童クラブの定員を120名程度としています。夏休み期間中は109人の児童を受け入れました。現在、放課後においては、1年生42人、2年生20人、3年生25人、4年生9人、合計96人をお預かりしています。夏休みの間に従前の放課後児童クラブの部屋に加え、隣にありました部屋を整備するとともに、手洗い場の水道蛇口を4本にふやし、環境を整えました。引き続き、指導員につきましても6名対応で児童をお預かりしてまいります。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

放課後児童クラブ、学童保育ですね、年々人数がふえてきておりますよね。27年度で94名、今現在96名ということですので、お隣の部屋も使ったということで、夏休みも一日中、8時半から7時までということで6名体制で頑張ってくださいっているということでした。本当にありがたいと思うんですけれども、働いているお母さんにはとても助かっているんですけれども、1つお聞かせください。子供たちは、放課後の居場所ということで、もういろんな経

験をしながら、そこで出会いをしたり学びをしたりして生活力をつけたりしてやっていくわけですね。ですが1つ、放課後児童クラブの研修がありますよね。ところが、そちらに上峰町さんは全く参加がありませんという返事をいただいておりますが、それはどうしてでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

研修会につきましての御質問でございます。研修会につきまして、県のほうから御案内をいただいております。この研修につきましては、各個人の希望により受講をするということになっております。

現在、上峰町の支援員につきましては、保育の経験を持つ者、また、資格を持つ者などが保育に臨んでおります。現場に直接研修に行くという機会を設けるところまでは至っておりません。先日も、現場の保育をしている者と相談、協議をしておるところでございます。研修の内容を伝えて現場のほうで講習をするとか、そういうことも取り組んでいければというふうに思っているところです。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

放課後児童クラブ、これから内容が変わっていきますよね。昨年から変わっていると思うんですけども、地域子ども・子育て支援事業として実施をされていると思います。先ほどの育児サークルのところでお話しをしたお隣の吉野ヶ里町さんとかみやきさんがやっているのと同じようなやり方になってくると思うんですよ。従来どおりの子育てというよりも、放課後児童クラブでただ預かるだけ、ちょっと行事をさせるだけだと、地域との連携がとれないのではないかと思いますね。子供たちをただ預かるだけ、時間まで預かる。ところが、これには課題がたくさんありますよね。子ども・子育ての事業がスタートをしているが、今現状ついていけないわけですね。でき得れば、先ほどの育児サークルでかかわった人たちが手がすいたらかかわってあげようとかいうふうな格好でずっとしていくと、こういう放課後児童クラブもずっと楽になっていくのかなと。職員は扱わなくても、責任者が少なくいて、あと保護者でお世話になった方がずっとやっていくというふうな格好で、先ほどの共助じゃありませんけれども、そういうふうにして育っていく努力をしなくちゃいけない時期だろうと思うんですけども、それが今のままだとできないと思うんです。参加が全くない、顔を合わせた途端、上峰町ですと言った途端に、まずそれを言われたわけなんですよ、何とかありませんかねと。できるだけ子供を預かってお世話をしている以上、やっぱり知識はきちんと持っていただかないと、預ける親としてもとても心配です。学校にいたり家にいたりする時間があるじゃないですか。夏休み、冬休み、春休みもやると、学童保育、放課後児童クラブにいる時間というほうが結構長いんですよ。だから、その辺を指導員さんたちがしっかりと自覚を持ってかかわっていただきたいと思っているんです。だから、働いている

お母さんたちにとってはとても楽ですけれども、お母さんも預けっ放しではいけないとは思いますが、そういう中で、やっぱり親育ちもしてもらいたいなと思いますので、その辺で親を巻き込んだ参画をしてそういう仕組みづくりとかをやっていてもらいたいなと思っているんですが、そこで私がいろんな意味で、今後はどうされるんですかと、今のままでしょうかという質問を出したわけです。今は96名いらっしゃって、このまま今年度はずっといかれるのかもしれませんが、次のステップ、先ほど言った子ども・子育て支援の、そっちのほうの事業としての絡みで計画はありますか。お願いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

漆原議員からは、放課後児童クラブの運営のことにつきまして本当にありがたい言葉をいただいております。確かに子ども・子育て支援で放課後児童支援員というものを2015年からこういうふうに動きますよということになっておりまして、教育委員会としても、指導員の方々に研修のことについて話をしているところでございます。運営をするには、保育士の資格を持っている人が2名以上おれば、これはできると今なっておりますので、幸いに本町では保育士の資格を持っている人がおるもので、それで運用をさせていただいております。とにかく保育士の資格を持ちながらも、今後は放課後児童支援員という資格を持つということは必須になってまいりますので、これはこれから放課後児童クラブをお世話していただける町民の方には、その研修のほうには足を向けてもらうようにしっかりと指導していきたいと思っております。

そしてまた、これから放課後児童クラブにつきましては、やはり近隣の市町がしっかりとした対応をしておられますので、町といたしましても今後このことについては真剣に取り組んでいきたいと思っております。今現在は体育館の2階を使って一応人員的にはカバーできておりますけれども、やはり子供たちがより楽しくそういう時間帯を過ごせるように、指導員もしっかりしながら、場所、空間的なものも今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

今、教育長のほうから回答をいただきましたが、働きながら子育てをする保護者にとっては、健全な子供の成長を支えていく家庭にかわる生活の場として、本当に頼りにしていらっしゃるわけですね。そういう意味でも、指導員さんの、今度資格がどんどん出てきますので、その辺も踏まえ、親御さんを巻き込んだ事業とか研修会等も、そういうのをやってあるところもあります。だから、いろんなところでかかわって、相談窓口になったり、いろんなことでコミュニケーションを図っていただきたいと思います。ぜひ県のいろんな研修会には参加をしていただきたいと思います。私、15年からやらせていただいている中で、先ほど言った発達障害の研修も2年間ほど行きましたけど、一回も上峰町の人に会ったことはありません。何回もそういうお願いをしたことがあると思うんですが、そういう方をお世話

するんであれば、やはりそういう場に足を向けるような気持ちで研さんをされて勉強をして子供たちに接して行って、よりよいまちづくりに貢献していただきたいと思っておりますので、これからの指導のほうもよろしく願いをしておきます。

○教育長（矢動丸壽之君）

漆原議員からの本当に丁寧な、それからまた運営に対する適切なお言葉をいただきましてありがとうございました。今後の放課後児童クラブの運営についてはしっかりと対応をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

要旨4、ファミリーサポート事業の取り組みの考えはにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

漆原議員の御質問でございます。質問事項の3番でございます。子育て支援について、要旨の4、ファミリーサポート事業の取り組みの考えはという御質問について回答を申し上げます。

先ほど来、議員のほうもおっしゃってましたとおり、ファミリーサポート事業、この事業につきましては、平成17年、次世代育成支援交付金、これはソフト事業でございますが、こちらからスタートをしております。それから、安心こども基金、それから、先ほど申されました保育緊急確保事業、そして、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、現在、先ほど来から出てまいっております地域子ども・子育て支援事業として、ファミリーサポートセンター事業という形に名前がちょっと変わっているところでございます。現在、議員の御指摘の事業につきましては、子育て支援事業活動のファミリーサポートセンター事業の展開ということで私どもは承知をしているところでございます。

この事業の趣旨といたしましては、乳幼児期、または小学生等の児童を有する子育て中の労働者、主婦等を会員といたしまして、児童の預かりの援助を受けることを希望とする者、要するにお願いをする方ですね。それと、当該支援を行う者——受託者を希望する者との相互援助に関する連絡調整を行うものでございます。調整拠点となるセンターが当然にして必要になってまいります。さらには、そこには援助を受けたい側と援助を行う側、双方の調整役といたしまして、ファミリーサポートアドバイザーの常駐が必要になってまいります。子育て事業者への民間委託等が当然必要になってくることと思っております。

本町におきましては、現在、保育緊急確保事業を活用いたしまして、御存じのと通りの認定こども園整備等に取り組んでいるところでございます。この事業におきまして、保護者が求めておられる預かり援助の一環といたしまして、一時預かりの事業、またはファミリーサ

ポート事業の中にもございますけど、病後児保育等の対策に対しての援助事業、さらには、事業者と調整の上でございますけど、子育て支援センター事業として、できるだけ保護者のニーズに沿った事業展開を支援していくという計画を押し出しているところでございます。

事業拡充に向けて実施調整を行っております。まずはこの計画事業を確立させまして、子育てに対する援助活動を充実させていきたいというふうに考えております。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、必要性は考慮しながら、受託できる担い手の模索、それからさらには、これにも地域の方々との連携等が最重要課題ということになってまいります。そういった地域との連携もサポートをしながら、今後は近隣町の設置状況、または運営実態等を調査していった、支援体制を町としても検討をしていきたいというふうに考えます。

私の回答は以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

保育緊急確保事業、平成26年度からあっている分の中で、今現在はかかわっておりますよということですが、今度、来年から認定こども園ができるわけですが、そちらでもっておっしゃられるかもしれませんが、これは保育だけじゃないんですよね。地域の子育てと介護の両立を応援しましょうとなっていると思いますので、どうしてもセンター事業というのはつくっていただきたいかなと。余りお金もかからないとは思いますが、やっぱり手助けをしてほしい人と手助けができる人を会員登録して、以前やっていたんですが、人数が少ないからということで途中で中断になりましたけれども、地域の人と地域の人を結びつける事業ですので、結びつけられたらもうさよならというわけじゃないですけど、お互い同士のコミュニケーションで仲よくなってやっていってくださいということですので、人数が少ない、多いの問題じゃないと思います。最初は1時間幾らという契約から始まるかと思いますが、佐賀県内でも取り組みをされている市町村もありますので、その辺を先ほど言われましたように、実態調査を踏まえてぜひともやっていただきたいと思います。認定こども園があるからといって、電話をしたからといって入れないというのは、一時預かり大丈夫ですよ言われているんですが、聞くところによると、2人目の子供をお産しました、上の子がいます、下の子がちょっと病弱でした、お母さんも帰れません、入院していますといっても、じゃ、お父さんと子供だけになって、慌てて保育園、幼稚園に頼みたいといっても入れないという例がもうこの辺でも結構あっていますので、それは担当課としてよく御存じだろうと思います。

だから、その辺を踏まえて、こういう小さなことをできるところからやっていただいていると、自然と若い人たちも集まってくる町になってくるのではないのかなと思います。やはり母親が働くということは、どうしても土台をしっかりしていないと働けませんので、何かあったらすぐ帰ってきてくださいじゃ、会社を首になってしまいますので、今は扶養控除の

見直しだとかパートの見直しだとかいろんなことを言われていますので、そういうのがなってくるとなおさら、そういう組織とか町がいろいろ充実しているところにみんな流れていってしまうんですね。ですから、お隣を見習ってくださいというわけではありませんが、子育ての応援、子育て・子育て応援BOOKというのを吉野ヶ里町は作成してありますし、お隣は、年に二、三回、何枚かのつづりでカラー版のA4判だったと思いますが、そういうので皆さんに各戸配布したり結構頑張っておりますので、若い核家族の方たちにはそういう情報をまずあげる、渡すところからが一步だと思うんですね。まず、どこに行っていかわからない、相談窓口がわからない。だから、今ずっと言った子育て、育児サポートから、それから全て、私、子育て支援はつながっていると思いますので、その辺を踏まえてしっかりと連携をとりながら対応していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○住民課長（福島敬彦君）

どうも議員ありがとうございます。全く議員おっしゃるとおりで、要旨の1から要旨の4まで、これはもうつながった事業と私も認識をしております。当然、議員おっしゃるとおり、保育所だけで賄えるか、これは賄えません。それはもう私どもも認識をしているところでございます。その中で、要するに、保育所外のサポートとして、1番目の要旨であるとか、4番目にありますファミリーサポートセンター事業であるとか、そういった時間の対応ができない時間帯に預けたい保護者の方たちへの対応ということが今後出てくることは多くなってくる。特に女性に対しての支援法であるとか、そういった法律の制定もあっておりますので、そんな中、上峰町といたしましても、夫婦共働き、多うございます。そういった中の対応として、これは今後やはりちょっと勉強をさせていただきながら、福祉、または教育委員会等とも連携が必要になってくる事業であるかと思っておりますので、そういった連携を持ちながら、また相談をしながらやっていきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

以上で5番議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時55分 散会